

標準よりも頗る高くなつて居ることは既述の通りであるが、今後はどうであらうか。小作料の率は將來益々騰貴するであらうか、または低下するであらうか。私はこの點を簡單に觀察して本篇より次篇に筆を進むるの機會としようと思ふ。

將來に於ける小作料の騰落趨勢に就いては、二様の論據に立つて二様の觀察が下されて居るやうである。その一つは、地代の騰貴、及び地主が益々獨占的地位を占め行くことに依つて、小作料もまた益々騰貴すると觀るもので、他の一つは利子の低下、及び小作人の減少することに依つて小作料も従つて低落すると觀るものである。勿論、各國各地各々種々の事情を異にするが故にもとより一樣一律に論ずることは出来ない。私は、こゝでは我國の如き舊開文明國に現はれる結果を觀察して見よう。

小作料の騰落を支配する如上二つの論據は、いづれも間違のない事實に據つたものであることは言ふまでもない。將來この二つの事實が相並んで起生し來るべき事は、何人も容易に認め得る所である。故に、問題としてこゝに究むべきことは、各々の論據とされて居る以上二つの事實の中でいづれが有力に現はれるかと云ふことである。いづれの事實がより有力な原因として、小作料の騰落を支配し得るか云ふことである。將來に於ける小作料の騰落は、より有力な原因の支

地代

小作料

地代と小作料の關係

配に依つて決定されるものである。

一定の土地の上に於ける無限の人口の増加が、その必然的結果として地代の騰貴を促すべきこととは、これを學理上から論じても、これを實際上から觀ても、疑ふ餘地ない豫想であらう。故に地代は將來益々騰貴し行くべき趨勢に在るのみならず、土地に對する需要増加は、言ふまでもなく益々土地の獨占的性質を濃厚ならしめ、即ち地主の獨占的地位を高むるが故に、小作權獲得競争を伴隨すべき小作契約に於ては、地主は常に有利の地位に立ち得る。この地主の有利、小作人の不利は小作料の競上騰貴となつて明白に現はれて來る。斯くの如き地代の名義上の増加、及び實際上の騰貴は到底避くるに由なき現在である。これが、將來小作料は益々騰貴すべしと觀らるゝ所以である。

これに反し、資本の増加と利子平準の法則とは、將來、利率を漸次低下せしむるに至るべきことは、これまた學理上からも實際上からも、充分に豫想せられることである。その時々金融市場の景況に依つて、利率は波狀的の騰落をなして居るが、終局的に觀て漸次低下の趨勢を辿つて居ることは、今日でも如實に徵證し得られるほど明白にされてある。然らば、小作料は利子である以上(少くとも利子化して來た以上)矢張りその利率は低下すべき運命を有つて居ると見なければ

ばならぬ。而して資本價格が同一不變であるとするれば、利率の低下は即ち利子の減少となるが故に、小作料も亦減少せざるを得ない。のみならず、利率の低下は何に因つて促されるかと云ふに資本の使用競争に基づくものである。従つて、たとへ土地は獨占的性質のものであるとしても、土地の使用競争は即ち利率の低下を促すべき一種の資本使用競争であるが故に、之に依つて小作料は必ずしも騰貴するとはかりは云へぬ。土地の需要増加、即ち小作人の小作權獲得競争は將來必ずしも益々激甚になるとは豫想し得られない。何故なれば、農業勞力の不足と云ふことは、文明國に於ける必然的現象だからである。文明國に於ける人口の増加は、決して農村人口の増加となつては現はれない。寧ろ實際上の事實は、人口の都會集中となつて、農村の人口は著るしく減少するのが常である。廣い意味に於ける農村問題が文明國に於て唱へられて居る事實は、明かに之を證して居る。故に、小作人の數は將來漸次減少する憂こそあれ、決して多々益々増加するやうなことはない。而して小作人の減少と云ふことは、常に小作權獲得競争の如きを惹起せしめないのみならず、寧ろ著るしく耕作の獨占的性質を緩和し、即ち却つて地主をして優良な小作人を獲るに苦しましめ、地主と小作人との地位は顛倒するに至るであらう。従つて、小作契約に於ては小作人側が有利の地位に立ち小作料の競下的低落が實現されるに至るであらう。これが、小作料は將來

決して騰貴せず、寧ろ却つて低落すべしと觀らるゝ所以である。

小作料の將來の騰落の判断に引用さるゝ論據、及びこの論據を裏づける事實に對する觀察は右の通りである。而してその論據は、いづれも同様に正しいのである。故に、これに對する當否の判断は右の論據の正確さを比較検討することではなくて、右の論據を裏づけるために引用された事實及びこの事實に對する豫想の正確さを比較検討することに依つて得られるのである。私はこの立場から判断を求めて、小作料の騰落に對する右の豫想のいづれが實際に的中すべきかを、簡單に検討して見やう。

右の論據に従へば、將來、地代は益々増加すべく、利子は漸次減少すべき趨勢を辿るが故に、一見して、小作料の性質が地代であるか、または利子であるかによつて、或は騰貴すべく、或は低落すべき運命にあるが如くにも判断せられる。併しながら、このことは既に前に述べた通りで、小作料はその性質が地代であると共に利子である。地代と利子との不可分の合和である。その幾分が地代であり、その幾割が利子の性質に屬すべきかは、もとより明確に分たるべきものでない。故に、小作料の地代的または利子的性質の究明に依つて、その騰落の判断に資すと云ふことは、理論的觀察としては得る所があるかも知れないが、小作料の實際上の判断をなす上に於ては、全

く無用の詮議に近いものである。何故なれば、小作料は地代または利子の理論通りに決定されたものでなく、また、決定さるべきものでないからである。小作料が終局に於て、地代及び利子の理論に近づいて行くのは事實であるが、現實に於ては必ずしもこれに遵據して居ない。著るしく他の事情及び勢力から来る關係に依つて支配されて居るのである。故に、將來に於ける小作料の騰落を豫想するには、地代及び利子の増減高低に關する理論の適用を究めることも必要であるがそれより寧ろこれ等の支配的勢力の相互關係を明かにすることが、一層の正確さを齎らすことになる。而して、これ等の支配的勢力の相互關係とは何であるかと云へば、それは云ふまでもなく直接には耕地の需給關係を決定し、間接には小作料の騰貴を助成する原因を作すべき、小作料の數の問題である。

農村に於ける人口増殖は、今日なほ明白な趨勢であるが、農業人口の増殖に比例して進まないことも今日既に明白な趨勢になつて居る。農業人口の相對的減少は、文明國に於ける通有の現象であるのみならず、甚だしきに至つては、絶對的減少をさへ示して居るのである。而して多くの都會集中者を檢するに、その多數は土地を所有せざる農民、即ち勞働の自由を有する小作人である。故に一般的觀察としては、將來、小作料の數が増加すると云ふことは、頗る事實に反した觀察と云はざるを得ない。この點に就いての觀察は、小作料の數もまた將來農村人口の減少……農村の衰微に伴うて減少する憂こそあれ、決して、多々益々増加するやうなことはないと觀る方が事實に的中して居るやうに思はれる。既に英國等に於ては、この現象が明かに現はれて居り、我國の如きも漸次その路を追ふ傾向が現はれて居る。従つて、宅地及び工業用地等の土地に於ける獨占的性質は益々濃厚となり行くに反比例して、農業耕地に對する需要は漸次衰へて行くべきは否み難いのである。

こゝに於てか、斯くの如き小作料の數の減少は、從來の如き小作料獲得競争を緩和し、更に進んではこれを絶滅せしめこれに依つて促さるゝ小作料の騰貴を緩和するのみか、甚だしきに至つては、却つて反對の作用を現はす場合が多いのである。即ち小作料の獲得競争の如きは昔時の夢と化して、今は却つて地主の小作料獲得競争なるものが行はるゝに至り、地主は農業耕地よりの収益を杜絶せらるゝを憂ふるの餘、小作料の甘心を得んがために、小作料の競下的低落を計るに至るであらう。よし、事實に於てはそこまで立ち到らないとしても、小作料に耕地選擇の自由餘地が存する時は小作料契約に於ける小作料の地位は、地主の不利と反比例して有利に轉じ、著るしく小作料を低落到導くべきは疑を容れない。而して地主の小作料獲得競争が行はるゝ場合の

小作人の占め得る有利の地位は小作人の小作權獲得競争が行はれる場合の地主の占め得る有利の地位と同様に最も有力に小作料を支配すべきは當然であるから、この場合に於ける小作料の低落は、今日までの如き小作料の騰貴と、その程度性質とを同じくするものと見て間違ない。換言すれば、小作料の騰貴は小作人増加の趨勢に促さるゝ小作權獲得競争の最激烈の時を絶頂點としてそれよりは小作人減少の趨勢に促さるゝ小作人獲得競争の程度に伴ひ漸次低落の一路を辿るものであつて、小作人獲得競争の最激烈に達する時が、即ち小作料の低落が底止する時となるであらう。而して小作人の増減と云ふも、それは絶對數が示す増減でなくて、小作人の數と耕地の割合が示す相對數の増減であつても差支ない。その増加の趨勢は必ず極點があつて、それが増より減に轉ずる峠とならなければならぬ。従つて、小作料の實際の騰落は、理論上に於ける地代の増減及び利率の高低以外、この峠を上りつゝあるかまたは下りつゝあるかに依つて、著るしく支配されることになる。

英國の事實の如きは既にこの峠を越えて下り坂になつた一つの好例である。私の觀る所に依れば、我國も最早峠の頂上に近づきつゝあるの觀がある。小作耕地に對する小作人の割合は、既に過多過密の状態に達した觀を呈せるが故に、恐らくは、今日が小作料の最高の頂上であらうと思

像される。

併し、我國が今後直ちに小作料低落の傾向に趨くべしと觀るは、尙ほ甚だ早計たるを免れぬ。小作料が低落の兆を事實の上に現はすのは、小作人の耕作能力から觀て耕地に剩餘を生じ、所謂地主の小作人獲得競争が行はれるまでに、小作人の數の減少が著明になつた時であらねばならぬ。小作人に小作地選擇の自由が生ずるまでに、耕地の面積の割合に小作人の數が減少したとすれば、その時始めて小作料が低落を來すが、それまでは、たとへ小作人の數が相對的に減少したとしても、一旦騰貴した小作料は容易に低落するものではない。地主は自己の利益擁護の上から考へても、尋常のことでは小作人に小作料低落の機會を與へはしないから、小作料は騰貴したるまゝに依然として繼續されるであらう。唯、既に頂點に達したのであるから、その上に騰貴することはない。低落を促す機會の來るまでは、情勢的に既定小作料が支持されて行くであらう。即ち小作料騰貴の趨勢は最早止まつたとしても、それが直ちに低落の趨勢に急轉するとは限らぬ。よし、低落の趨勢に轉じたとしても、低落せしめるまでに有力な機會が到るまでには、まだ可なり長い時期の問題が横はつて居る。

殊に、我國の如く未だに重農の思想が消え去らず、土地勞働に對する執着的欲望が強烈で、可

なり甚だしい生活難にまで小作人を堪へしめて居る現状では、少し位の小作人減少率では、容易に斯くの如き機會の生ずる時期には達しない。私の觀る所では、少なくとも、それが相對的減少の内では駄目である。何故なれば、我國の現在は頗る小作人過多の状態であつて、假に、小作地の面積増加率が、小作人の（絶對數）増加率を遙に凌ぐとしても、小作人總體の耕作能力と小作地の面積とが相如くに到ると云ふことは、殆ど豫想し得られないほど前途遠達だからである。故にこの點より觀たる小作料の低落は、その絶對數に於てもまた小作人が減少しなければ、到底これを期待することが出来ないものと見てよい。換言すれば、終局に於ては低落を見るべき運命にあるけれども、それは耕地が餘るほど農村人口の激減した場合の豫想であるから、容易なことではその時期に達するものでない。否我國の現状は、今は峠の頂上に近づきつゝあるだけに、小作料低落の趨勢に轉向する運命は迫つて居るが、小作料そのものは、或は最後の一駒として却つて騰貴するかも知れないのである。尋常のことでは、その低落を見るが如き時期に達するにはまだくである。（私のこゝに謂ふ小作料の騰落とは、絶對數に於ける騰落を指すのでなくて、相對數に於けるそれを指すのであることは云ふまでもない。）

これを要するに、地代の増減及び利率の高低に依る理論的判斷に於ても、また、文明に伴ふ農

業の漸衰……農村人口の減少に依る實際的判斷に於ても、小作料はこの上更に多々益々騰貴するとは豫想し得られぬ。少なくとも、これ等の事情は、終局に於て小作料の騰貴を抑制し、延いて低落の運命に轉向せしむべきことを豫想せしむるに充分な材料である。現に、諸外國の事實に徴しても、小作料は最早騰貴の趨勢が停止し、漸次低落の傾向を帯び來つたことは、世界共通の現象になつて居る。然し、我國等に於ては、幾度も述べた通りに小作人の數が小作地の面積の割合に非常に多いので、假に、今後は全く小作人の増加が止まり、著るしい相對的減少を示したとしても、小作人の數と小作地面積との割合の經濟的適合（即ち小作人全體の耕作能力と小作地全面積との一致）を見るまでには、未だ可なりの距離があり、この距離がある間は従つて小作權獲得競争が行はれるであらうから、小作料低落の傾向が現實に現はれることはないであらう。何故なれば小作人間に行はれる小作權獲得競争は、小作料を騰貴せしむる最も有力な理由であつて、他に小作料の低落を促す幾多の理由ありとするも、その合したる勢力もこの一つの勢力の支配に如かないからである。故に、私は小作料の將來を卜して最早この上の騰貴を見ることなく、寧ろ漸次低落の傾向を帶ぶと觀るも、この判斷が我國の實際に適用し得られるとは思はぬ。我國に於ては、小作人過多の現状が急速に變じない限り、小作料は益々騰貴の傾向にあるものと思はなければ

ばならぬ。而して小作人過多の現状を急速に變ずると云ふことは、我國の國情から考へて、容易に期し得るとでないのである。

斯くの如く、我國の現状に於ては、小作料は將來も益々騰貴すべく、少なくともその低落を見るが如きことは夢想されないが、唯一つここに注意すべきことは、小作人の自覺に基づく小作料低減運動の勃發である。小作問題に於て提唱せらるゝ小作料低減の要求は、それが小作人全體の自覺的運動に依つて支持せらるゝ以上は、小作料の低落を促す上に有力なること、恰も小作人過多の現状を急速に變ずることゝ同様の力がある、これを別言すれば、小作人の自覺的運動に依つて支持せらるゝ小作料低減の要求は、小作人過多の現状を急速に變ずることなくして、然も、小作料騰貴の唯一の有力なる理由となれる小作人過多の現状を、最も急速に變じたと同様の（即ち小作人減少の事實が齎らすと同様の）作用を以て小作料の決定を支配する勢力となり、能く小作料の低落を促し得るのである。

こゝに於てか、我國の將來に於ける小作料の騰貴如何は、生活擁護のために起つべき小作人の自覺的運動が如何なる程度まで有力に起されるかに懸つて存する。而して小作運動の有力さは、小作人の自覺の程度、小作人の要求の合理の程度、否、大きくは小作問題の具有する内容の合理

化の程度に比例する。私は信ずる、絶えず繼續する人間の改造的意志及びその努力が社會生活を組立てる所の一切のものを合理化して行くが如く、小作問題に具現せられる小作人の改造的意志及びその努力は、小作人の生活を包む所の小作制度を合理化して行くであらう。小作問題は茲に認められるのである。

## 後篇 小作料は幾許を相當とするや

### 第一章 現在の小作料は如何して定められしか

今日のいはゆる小作爭議は、地主と小作人との利益分配争ひによつて起つたものであるから、その中心の問題となるものは、言ふまでもなく、小作料は高すぎるか、または高くないかの如何である。小作人は、現在の小作料は餘りに高すぎるからこれを引下げよと要求し、地主は、決して高くないからこれを引下げる必要がないと云ふ、これが小作爭議の内容である。今の小作料が高いか否かと云ふことは、決して今日はじまつた問題でなく、これまでも屢々繰返された問題なのである。が、その都度、地主側では決して高くないと云ひ、小作人側では高すぎると訴へ、いつも水懸論に終つて居る。勿論、この争ひが水懸論に終つた一つの理由は、何と云うても地主階級の勢力は偉大で、弱者である小作人は到底その主張を通す見込がないと諦め、結局泣寝入りをするに至つたからではあるが、他の一つの理由は小作人の方に現在の小作料は高すぎると云ふ主張を證據立てるところの、確な證據が見出だせなかつたからである。地主の方にしても現在の小作料は決して高くないと云ふ主張を通す充分な證據はないのであつたが、そこは、小作料決定に關

する學問上の研究が明かにされて居なかつた爲めに、相手を言ひ晦ますに大層都合がよかつたので、今日まで有耶無耶の裡に現状が維持されて來たのである。しかし、今日のように小作爭議が重大になつて見れば、いつまでもさう曖昧な言分に立て籠り、自分勝手な論議をして争つて居てはならないのである。高いと云うなら何故に高いか、高くないと云ふなら何故に高くないか、各々その理由を明かに示し合はなければならぬ。而して兩方の主張を照らし合はせ、また、徹底的に小作料の性質を調べて行つて、根本からその争ひを決しなければならぬ。それをなすには、小作料は何を標準として決定さるべきものであるか、正しい標準によつて決定された相當小作料はどの位であるか、その相當小作料と現在の小作料とを比較して見れば、その關係はどうなつて居るか、それ等のことが充分に明かにされなければならぬのである。そこで、私は先づこれ等の問題を明かにするための第一着手として、現在の小作料はどうして定められたかと云ふことを調べて見ようと思ふ。

私が斷るまでもなく、小作料とは地代のことである。土地を借りて居るものから、土地を貸して居るものに支拂ふ借賃である。土地の使用者すなはち小地人から、土地の所有者すなはち地主に對して支拂ふ土地の使用料と同じである。故に、土地の使用者と所有者とが、別々な場合にはじめ

て生ずるものであるが、然らば昔はどうであつたか、今こそ地主と小作人とが生じて、土地の所有權は地主に屬して居るが、昔は果してどうであつたか、唯今のよう土地の所有權を持つた地主と云ふものが果して昔から存して居たであらうか。これに關して、先づわが國の歴史を一通り調べて見るに、わが國では人の知つて居る通り昔は土地國有の制度が行はれて居た爲めに、今日のやうな地主はなかつたのである。今日のような地主は、土地所有の制度の下にはじめて出來たので、土地が國有とされて居た時代に、土地の所有權を有つた地主なるものが存在しよう筈がない。地主はすなはち國家である。國家以外に個人が土地を私有すると云ふことは、普通では許されて居なかつた。

この土地國有の制度にいつ頃まで續いたかと云へば、孝徳天皇の大化年間にその法律が嚴重に完められ、その實際の生命は間もなく失はれたが、その形式だけは徳川幕府前まで保たれたと見てよいのである。否、唯今のやうな土地私有制度が、ほんとうに認められるに至つたのは、實に明治維新以後であると云ふてもよいのである。故に、或る意味に於ては今日の地主は明治の産物であるとも云へる。が、それは偕て置いて、しからは、昔、すなはち土地國有の時代に於ては、土地の使用料すなはち地代なるものは、どう云ふ名前でも、どこに支拂はれて居たかと云へば、當

然國家の手に收められて居つたことは、云ふまでもない。尤も、昔の文書を調べて見ると、その名義はいろ／＼に稱へられて居たようであるけれども、どう云う名前になつて居たにせよ、それが國家の収入となつて居たことは、決して疑ふ餘地のない事實であつた。すなはち國家は農民から國有の土地を耕作する使用料すなはち地代として、その土地の收穫の何割かを納めさせて居たのである。

こゝで注意すべきことは、今日のように國家の組織が整頓し、法律制度が完全し、その運用が複雑になりながらも合理的になつて居れば、人民から國家に納めるものにも、租税もあり、手数料もあり、寄附金もあり、罰金もあり、それぞれその性質を異にして居るが、昔のように國家の組織が簡單を極め、法律制度も不完全な時代には、國家に納めるものはすべての租税であり、また、すべて租税とされたことである。従つて使用者から所有者に支拂ふべき土地の使用料すなはち地代は、それが人民から國家に納められることによつて、とる方でも、納める方でも、その觀念に於て地代は一つの租税であることとされて居たことは、歴史上に隠れなき事實である。ここに於て、今日小作人から地主に支拂うて居る小作料の起源は、人民から國家に納めて居つた一つの地租税であつたと云ふことを知ることが出来る。現に、唯今でも小作料を小作年貢と云ひ、或ひは

土納、年貢米と稱するが如きは、この觀性がズツと引繼がれて遣つて居るものなのである。

しからは、その額はどうして定められたかと云ふに、その當時の國家の財政上の必要を限度として定められたことは無論である。古代に於ては、國費が僅かな額で足りた關係上、その額も餘り多くなかつたようであるが、だん／＼國費が膨張し、國家の支出が多くなるに従つて、徴收の割合が多くなつて來たようである。これは無理もない話で、昔は今日のやうに租税制度が完全でなく、税源なども穿鑿されなかつたから、土地が唯一の税源とされ、勢ひ最も課税の簡單な土地に澤山な税を課せざるを得なかつたのである。古代の租税制度なるものは、人の知る通り、租、調庸の三つだけで、租は田に課するので今の地租に當り、調は戸に課するもので今の戸數割に當り庸は口すなはち人に課するもので今の消費税に似たものである。ところが、當時の戸籍の調査が不完全な爲めに、戸口に課する調と庸との徴收は頗る困難を極め、且つ、その収入が不確定なるを免れなかつたから、自然の必要上、どうしてもハッキリ判つて居て収入の確實な租、すなはち租税の徴收に置きを置かなければならなかつた。

斯くの如くにして、土地に課する租税は、國費の膨張するに従ひ、また、國費負擔割合の多くなるに従つて、愈々益々重くなつて行つたのである。そこでこの租と地代とは一つにされたまゝ

土地の收穫に對して公が何割、民が何割と云ふ分配が規定され、いはゆる四公六民とか五公五民とか云ふ言葉が出来るようになったのである。五公五民と云ふのは、土地の收穫を十として、その五割を國家すなはち土地の所有者がとり、人民すなはち土地の耕作者は残りの五割を自分の有にすることを云うたのである。而してこの公民分配の割合は、大體に於て、五公五民と云ふのが標準のように思はれて居たが、時に六公四民となり、或ひは七公三民となり、甚だしきに至つては秀吉時代に八公二民と云ふ農民負擔の苛重となり、反對に、四公六民や三公七民と云ふ割合は歴史上稀に見る例となつて居た。何故公民分配の割合が民に少なくなりがちであつたかと云ふに、朝廷の權威が衰へて、藤原氏や足利氏の如き人臣が政權を私し、太平の時には、或ひは奢侈贅澤の限りを盡したことがあり、或ひは打ち續く兵亂のために莫大の費用を費すことなどがあつて、それ等の武家、貴族などの財政が苦しくなると、すべてその費用は農民の頭に課せられたからである。殊に、武家時代に至つて土地から得る人民の割前が減り、反對に、公で取り上げる割前が多くなつた理由は、兵亂に備へる準備費や兵糧米の貯蓄を必要とするに至り、その莫大な費用は、その全部を土地の收穫から徴収する方針を取つたからである。彼の太閤秀吉が八公二民と云ふ空前の課税を実施したのは土地單稅主義と稱して、一切の稅目を廢止して、租稅は

すべて土地からだけ徴収する趣旨に出でたものとされて居るが、これ等を觀ても、いはゆる財政的手段の乏しい武力一偏の武人が、租稅によつて成るべく多く土地收益を取り上げようとする傾向があつたことが窺はれる。これは、農民から土地の收穫を納めさせることが、最も確實に、最も簡單に稅金を取り立て得る所以であつたからであつて、當時としては最も賢い方法であつたのである。殊に、徳川幕府時代に至つては、幕府當局はいはゆる民は殺しもせず、活しもせずと云ふ政治方針を執つて、成るべく土地收益を農民の手に残すまいとしたのである。而して今日の小作料なるものは、實に土地國有時代から永年に亘つて行はれて來た公民分配の割合を標準としてそのまゝ決定されたものである。別な言葉でこれを云へば、國家の土地を耕作する人民すなはち農民はその土地の收穫の半分若しくは半分以上を、國費を負擔する意味に於て、國家に納めなければならぬと云ふことを、殆ど無條件で信じ且つ守つて來た、そこで、地代はすなはち租稅であり租稅はすなはち地代であつて、國家の土地を耕作して居る人民は、その命するがまゝに、土地收穫を割いて納めなければならぬと云ふ觀念が先入して、深く且つ強く農民の頭に彫りつけられて居つたから、土地の所有權が何人の手に移らうとも、すなはち國家の中心である朝廷から貴族に、貴族から武家領主に、領主から一個人の地主に移らうとも、その少なくとも半分以上は、こ

れを土地の所有者に上納しなければならぬと信せられ、こゝ土地制度は幾變遷の後私有制度に變つて今日の地主が所有權を有つたやうになつても、この分配割合は變らなかつたのである。而してそのまゝ、小作料となつて地主に支拂はれるやうになつたものである。従つて、今日でも一部の小作人の頭には、小作料は經濟上の條件に基づいて地主と契約した土地の借賃でなく、一種の納稅的義務かの如き觀念が残つて居る。知識も、生活も、一番低いところに置かれてある小作人は、小作料はさうした性質のもので、さうして決定されたものであるが故に、自分の都合でその割合を改めることは出來ないと考へて居つたのは當然で、今なほさう信じて居る小作人は決して少數ではあるまいと思はれる。

さて現在の小作料が右に述べたやうな、起源標準、決定の事情を有つて居ることを知つたならば、現在の小作料が相當であるかどうかを判断するに當つて、二つの重要な注意を忘れてはならぬ。それは何であるか。第一は、小作料の上納すなはち支拂ひの義務は、個人相互の約束でなく國家の命令によつて生じたことと云ふことである。合意契約の結果でなくして強制賦課の結果であると云ふことである。第二は、國家すなはち地主と農民すなはち小作人との土地收穫分配の割合は、支拂ふ側の經濟狀態を標準としないうで、受取る側の財政狀態を標準として、決定された

と云ふことである。土地の收支經濟がこれ／＼であるから、この位が相當であるとして定められたのではなくして、國家の財政狀態がこれ／＼であるから、この位まで徴收しなければならぬと云ふ、その國家の財政上の必要に應じて定められたものであると云ふことである。

以上、私の説き來つたところによつて、今の小作料はどうして定められたかと云ふことに關しその大體は明かになつたことと信ずる(尙ほ詳細は本書序篇及び前篇の説明参照)。私はこゝではこれ以上の判断を加へることを見合はして置くが、兎に角、次のことだけは斷言して憚らないものである。曰く、現在の小作料は決して、小作料として合理的標準、すなはち經濟上の條件に基づいて決定されたものでない、従つて、小作料としては果して相當であるかどうかは不明である。恐らく、如何なる人でも私のこの斷言を間違つて居るとは云へないであらう。

## 第二章 地主の主張正しからず

前に述べた如く、今日行はれて居る小作料は、小作料としての合理的標準、すなはち經濟上の條件に基づいて決定されたものでないから、小作料として相當であるかどうか全く不明であるが、地主側の人々は、これを相當であると稱して居る。少なくとも、決して高くはないと主張して居

る。よつて私は地主の主張が正しいか正しくないか、先づそれから調べて行つて見よう。

地主が、今日の小作料は決して高くない、寧ろ安すぎる位であると主張するに當り、申合はせ  
たやうに引いて來る論據は、人の知る例の利廻り論である。利廻りとは何であるか云へば、資  
本に對する利子の割合すなはち利息のことであつて、例へば、百圓の資本に對する十圓の利子は  
一割の利廻りになり、五圓の利子は五分の利廻りになる數である。今日、資本家の損得勘定は皆  
この利廻りが標準となつて計算せられて、この利廻りの多いと少ないによつて、資本を投する  
有利と不利とが決められて居る。地主が利廻り計算をなすと云ふことは、すなはち一の資本家と  
して、土地と云ふ資本を出して小作人に貸付け、間接の農業生産に關係して居る譯であるから、  
その收入である小作料の利廻りを計算して、自分の投資の有利であるか有利でないかを判断する  
のは、資本家としてまことに當然のことであらう。

しからは、小作料を收入とする地主の利廻りはどうなつて居るか。左に、最近五箇年間の調査  
を擧げて見よう。

最近五箇年間地主收益調査

大正四年 大正五年 大正六年 大正七年 大正八年

平均米價	一三・六〇	一三・六八	一九・七六	三二・四四	四五・八七
耕地時價	二五七・〇〇	二七二・〇〇	三二八・〇〇	四四一・〇〇	七〇六・〇〇
地主所得	七・〇〇	七・五〇	一三・〇〇	二四・〇〇	三六・〇〇
資本利廻	〇・二七	〇・二八	〇・四〇	〇・五四	〇・五一

× 地主の純所得額は農商務省の調査による全国平均小作料(九斗四升八合)の換算額から、同じく農商務省の調査(參照)に基づき、次の如き推定諸公課額を差引いたものである。

諸公課額	五・三八	五・四七	五・七三	六・七五	七・四八
------	------	------	------	------	------

\* 地主の負擔に屬する公課額及び準公課額に關し、農商務當局の發表するところによれば、一反歩の田に對する平均租  
税額合計は、四四二十七錢七厘に當り、準公課額の合計は、米價十三圓の場合に於て一四〇七錢、二十四圓の場合に於  
て一四五十一錢、二十二圓の場合に於て一四七十三錢、二十四圓の場合に於て一四八十三錢の割合になつて居る。(後  
出する別表「米作一反歩の收益調査」參照)。故に、この表に於ては、右の數字を標準として推定した額を小作料收入か  
ら差引いてその殘餘の額を地主の純所得と見た。唯、地主所得に端數を附けたくないと云ふ計算上の便宜から、多少の  
額はこれを切捨て、切捨てた端數は差引額の方へ加へたから、正確に一致はして居ないが、決して大差は生じない筈で  
ある。

備考 平均米價は全國主要市場に於ける普通米の平均價格により、耕地時價は勸業銀行の調査によつた。

小作料は幾許を相當とするや 第二章 地主の主張正しからず

商工業に比較して見て、地主の利益は甚だ少ないと云ふことは、今日、しきりに地主側から出る泣言のやうであるが、成るほどこの表によつて見ると、地主の利廻りは決してよい方ではない。しかし、地主が云ふほごわるい割合でもないやうである。何故ならば、成るほど利廻りから見れば、二分や三分では平均利率よりも低い、五分となれば殆ど平均利率と同じであることは、銀行預金利子や國庫債券の利廻りに比較して明かである。のみならず、土地は他の資本のやうに、企業上の失敗から生ずる資本亡失の危険がないこと、また人の増加、文明の進歩、社會の發達等によつて自然にその價格が増加すること、の二つの理由によつて、土地の利廻りは商工業の企業資本よりも、その割合の少ないのが當然とされて居る。この管理の安全と自然増價とを考へて見ると、現在の小作料収入の利廻りは、世間並であると云うても差支ない程度にある。ところで、現在の小作料が高くないと云ふ地主の主張は、實にこの利廻りを論據として居るのである。彼等は云ふ「現在の小作料収入は、その利廻りが米價の最高時に於てすら、僅に五分にしか當つて居らず、普通の場合には、二分若しくは三分と云ふやうな、商工業者の利廻りとは殆ど比較にならないのが多いのである。これは、云ふまでもなく、地主の小作料収入が少ない爲めであるが、小作料引下論者は、地主のかくの如き少ない利廻りを見ても、なほ現在の小作料は高

すぎると云へるか」と。すなはち小作料収入の利廻りが少ない事實を以て、小作料が高くないと云ふ證據にして居るのである。かう云ふ地主は、一應は極めて尤もな主張のようであるが、しかし、私は無條件でこれを信じ得ないものである。否、かくの如き論據に立つ主張は何人もこれを無條件で信じてはならない性質のものである。それは何故か。第一、地主の利廻りが少ないのは、小作料収入の少ない爲めではない。第二、右に挙げたやうな地主の利廻り調査は、小作料の高いか安いかを判断する材料となすべきものでない。第一、地主の利廻りの少ないのが、小作料収入の少ない爲めでないことは、大正四年度の地主の所得七圓が二分七厘の利廻りに當つて居るのに、大正八年度の地主所得はその五倍弱、すなはち三十六圓に上つて居るにも拘はらず、利廻りに於ては、僅に二倍にもなつて居ない數字が、最も明かに證據立てて居るであらう。かくの如きは何の爲めかと云ふに、それは、私が第二に挙げた條件、すなはち利廻り調査は、小作料の高いか安いかを判断すべき材料とならないと云ふことと、深い關係を有して居る。左に、その理由を簡單に述べて見よう。

右の利廻り調査について、最も注意して見なければならぬ點は耕地時價の正體である。云ふまでもなく、利廻りとは、資本に對する利子の割合のことであるから、利子額を資本額で割つて出

来たものである。地主は小作料の利廻りを計算するに、矢張りこの筆法を真似て、土地の賣買時價を以て小作料収入を割つて居る。成るほど土地の賣買價格と云ふものは、土地の現在の資本價値を示すものであるから、單に、土地収入の利廻りだけを見るのならば、これを土地の資本價格と見なすことは差支あるまいが、これを以てその小作料が高いか安いかを判斷する證據となすことは、果して正しいことであらうか。この疑問を解く時、利廻りを證據として現在の小作料は高くないと主張する地主の言分は、全く根本から間違つて居ることが明かにされるのである。而してそれを明かにするには、先づ地主が土地の資本價格とする耕地時價なるものが、如何にして成立ち、如何なる事情によつて騰落するかを知ることが必要である。

元來、土地の資本價格と云ふものは、極めて不定、不測なものである。同じ面積を持つて居る土地でも、鈕一文にも値しないところもあれば、土一升金一升と唄はれるところもあり、どうして價格が定められるか、考へて見ると大變むづかしくなる。故に土地評價の問題は學者間にもやかましい議論が行はれて居るが、しかし、今日ではその議論がほぼ一致して、道理上、土地の資本價格はその收益價格によつて決定されると云ふことになつて居る。すなはちこれを換言すれば、今日の經濟組織に於ては、その土地の収入がその土地の價格を定めると云ふのである。尤

もその時その人の事情等によつて、必ずしもさうばかりでないこともある。人が少なくて土地が餘つて居るとか、或る人が値段に構はず買入れたいとか云ふ場合がそれであるが、大體に於ては収入の多少によつて價格の高下が定まるのである。

試みに、前記の表によつて、大正四年から大正八年までの耕地時價の騰落を調べて見ても判る。それは、米價の騰落によつて支配される傾向が著しい。米價の高い時は、なせ耕地時價が高くなるかと云へば、米價が騰貴すれば地主の小作収入が多くなるからである。すなはち土地の収入が多くなるから、土地の資本價格も高くなるのである。斯くの如く、先づ明かに計算の出来る利子額を基礎として、それを一定の利率すなはち割合を以て資本額に還し、以てその利子を生むところの資本價格を定めることは、今日ではひとり土地ばかりでなく、取引市場に於ける株式の評價にも應用されて居るが、土地だけは、この方法に依らなければ、全くその資本價格を定めることが出来ないのである。

今日の地主利廻り調査は、實にかくの如き方法の下に計算されて居るのである。しからは、その結果はどうなるかと云ふに、利子収入を基礎として定められた資本價格で、またもや利子収入の割合を計算することになれば、その計算の基礎が轉々として逆戻りすることになり、どこまで

行つても果てしが着かない道理である。その利子収入はいくら増加しやうとも、その利廻りは決して増加するに至らないであらう。現に、前記の表によつて最近五箇年間の事實を検しても、他の事情によつて、耕地時價の騰貴が米價の騰貴に、正確に一致しなかつた爲めに、小作料収入の利廻りは多少多くなつたが、この利廻りが多くならないと云ふ道理は、明かに事實を支配して居るのである。而していはゆる他の事情なるものは特別な場合に起るものであるから、これが無い限りは、土地の賣買價格は土地の収益價格、すなはち小作料収入の増加によつて騰貴すると云ふ道理に従ひ、その利廻りは常に同じ程度を保つ筈になつて居る。また、その利廻りが平均利率に支配されることも、決して變らないであらう。この道理は、事實を以て例へて見ると最も明瞭に判ることである。假に、平均利率を五分とする。収益價格（すなはち小作料収入が）一圓であるとすれば、その資本價格（すなはち耕地時價）は二十圓となるであらう。十圓ならば二百圓となるであらう。二十圓ならば四百圓となるであらう。百圓ならば二千圓となるであらう。すなはち収益價格が一圓の最初に百倍して、百圓に増加するに至つたところで、それが爲めに資本價格もまた百倍の二千圓になるであらうから、その利廻りは矢張り五分に過ぎないと云ふことになる。

私は地主の利廻り計算が間違つて居ると云ふのではない。今日の經濟組織に於ては、利廻りなるものはさうして計算するより外はないのであるから、それをわるいとは云はない。けれども、かうして計算された利廻りを證據として現在の小作料が高いか安いかと云ふ根本の問題を決する事が甚だ正しくないと言ふのである。何故ならば、利廻りを見るに當り、小作料収入を割るに用ふる土地資本價格（すなはち耕地時價）なるものは、實に小作料収入そのものを基礎として割出されたものであるからである。利廻りを以て小作料の高低か安いかを證明することは、小作料そのものを以て小作料の高低か安いかを證明することと同じであるからである。若しこの主張が正しいと云ふならば、裁判に於て被告人が被告人の證人となることが許される事になる。天下かくの如き間違つた議論はなからうではないか。故に、學問上に於ても、これを循環論法と稱して、學理の證明には用ひてならないことにされて居る。利廻り論を以て現在の小作料が高くないと云ふことを證明する地主側の主張は、實に用ひてならぬ循環論法を用ひたものではないか。循環論法とはグル／＼めぐつて、どこまで行つても行き着くところのない議論のことである。即ち小作料を十圓と假定して、これが高くないと云ふ證明は、五分の平均利率がすると云ふ。五分の利廻りであることは何が證明するかと云へば、二百圓と云ふ資本價格がすると云ふ。しからは、二百

圓の資本價格が高くないと云ふことは何が證明するか。それは五分と云ふ平均利率から元へ還つたのであると云ふ、最後に、それは何が基礎となつて元へ還されたかと云へば、實に小作料の十圓と云ふ額が基礎になつて居るのである。しからば一通り循環して來たと云ふだけで、結局は、小作料自身が小作料の高くないと云ふことを證明するだけである。

利廻りを以て小作料の高いか安いかを證明することの間違つて居る理由は株式會社の利子配當の場合にあてはめて見れば、一層よく明瞭するであらう。こゝに一株百圓を拂ひ込んだ株式があり、その會社が十割の配當をしたとしてみる。十割の配當と云ふが如きは、他に例のないほど高い配當で、いはゆる暴利を貪る程度のものである。しかるに、十割の配當をなす位の會社の株券は、取引市場に於て非常の高値をあらはし、その賣買時價は、いはゆる利廻りによつて採算される結果、利廻りの基礎標準が五分の平均利率によるとすれば、約二千圓すると云ふことになる。この株券の時價が二千圓の高値にありとすれば、前には十割の配當であつた百圓も、實に五分の利廻りにしか當らない。しかるに、この會社の株主が、その十割と云ふ高すぎる配當を不當なりとして非難された時「株券の賣買時價は二千圓、その配當は僅に百圓であるから、利廻りは五分にしか當つて居ない。而して五分の利廻りは世間並であるから、百圓の配當も決して高すぎはし

ない」と辨解したなれば、世間は果してこれを正當の主張として認めるであらうか。今日の地主の主張は、實にこれと同じなのである。

地主は或ひは謂ふであらう、「會社の株券は拂込資本額の明瞭なものであるが土地の資本價格は不明であるから、その測定は賣買時價によるよりほかはない」と。しかし、これは甚だしい詭辯であつて、今日の大地主と云はれる階級の人が土地を所有して居るのは、殆ど世襲的と見てよいから、その所有權は殆ど無償若しくは無償同様の安い價格で得たものであることは、疑ひのない歴史的事實である。假に、百歩を譲つて相當價格で買入れたものとしても、現在の公定地價は田一反歩平均三十五圓になつて居るではないか。若しこの公定地價を土地資本價格として割出したならば、大正八年度の小作料収入三十六圓は、實に十割以上の利廻りに當つて居るではないか。若しまた、現在の賣買價格で買入れたものはどうすると云ふならば、それは、前例の株券を二千圓で買入れた人と同様の立場にあるものであるから、その利廻りの有利か有利でないかを考へるだけのことであつて、有利でないとしても、どこへも苦情を持つて行くべきものでない。假に、この株券を二千圓で買入れたものが、百圓の配當は僅に五分の利廻りにしか當らず、極めて割がわるいから、更に配當を多くせよと主張したとしたらどうか。何人もそんな馬鹿げたことを

主張するものもあるまいし、よし、あつたとしても、それを取上げる馬鹿はあるまいではないか。今日の地主の多くは、實にかくの如き馬鹿げた主張の下に、現在の小作料が高くないと云ふことを證明しようとして居るものである。而して地主のかくの如き主張を、無條件で認めようとして居る世人の多数も、また、不知不識の裡にその仲間になつて居るものである。

私は云ふ。地主が土地の利廻りを見ることはよい。また、その利廻り計算によつて、地主の地位の有利であるか有利でないかを考へることもよい。それは地主として勝手であるが、この利廻りを證據として現在の小作料が高くないと云ふことを主張するに至つては、斷じて間違つて居ると。しからは、小作料のhighか高くないかの判断は、何によつて決定すべきものであらうか。私はそれに答へて公平な小作分配に基づく小作料としての相當額が、實にそれであると云ひたい。而して公平な小作分配とは、國民經濟の分配原理によることである。然り、國民經濟の分配原理により、公平な小作分配に基づき決定された小作料としての相當額のみが、現在の小作料のhighか高くないかを決する唯一つの正しき方法である。

### 第三章 國民經濟の有様及分配の原理

いはゆる五公五民と云ふような慣例、すなはち公何割、民何割と云ふ租税徴収額をそのまゝ受け継いだ現在の小作料が、正當な小作料としての合理的標準となすに足らないものであり、また、いはゆる利廻り論が、現在の小作料は相當であると云ふことを證明する正しい證據でないとするれば、一體、小作料なるものは何を標準として決定されるものであるか。その相當であるかどうかを判断する尺度は何であるか。これが、次に起つて來る問題であつて、この點が明かにされない以上は、小作爭議の解決は出來るものでない。

しからは、それ等の答はどこに求めてよいかと云ふに、元來小作關係は經濟關係であるから、經濟上の道理によつて決すべきものであることは、私の言ふまでもないことである。別な言葉で云へば、今日では、地主が小作人に土地を貸して居る所以は、それから小作料を取りたいと云ふ經濟上の理由によるものであり、また、小作人が土地を借りて耕作するのは、これによつて農業上の利益を得たいと云ふ經濟上の理由に基づいて居るものであるから、兩者の關係は、全く經濟上の道理によつて定めらるべきものである。しからは、今日の地主對小作人關係にあてはまる經濟上の道理が、今日の經濟學に於て明かになつて居るかどうかと云ふに、大に明かになつて居る。それは何かと云へば國民經濟の分配原理なるものがそれである。よつて、私はこゝに簡單

に、國民經濟の分配原理とはどんなことであるか、而してそれはどうして出来上つたかと云ふことを、次に述べて見やう。

國民經濟と云へば大變むづかしさうに聞えるが、これを一口に云へば、今日の經濟が國民經濟なのである。現在私共が見つゝある經濟、否私共が生活しつゝある經濟そのものが、いはゆる國民經濟なのである。分配の原理とは何のことかと云へば、當然定められた道理のことである。私は先づ、今の經濟すなはち國民經濟に於て、どうして分配の原理なるものが定められたかと云ふことから、一通り説いて行かう。

第一に知るべきことは、今の經濟に於て、互に分配を争はれて居るところの生産利益はどうして生ずるかと云ふことである。生産とは、人間の生活に必要なものを造り出すことである。人間が生活して居る以上は、衣食住をはじめ、いろ／＼なものが必要である。大昔の時代の人間は、それ等のものを天然自然の中に求めて、唯、そこにあるものを持つて来て用を足して居つたが、自然に存するものには限りがあり、また、人間の生活がだん／＼進歩するに従つて、自然に存するものだけでは、間に合はなくなつたり、用が足りなくなつて来た。そこで、天然自然に存するものを利用して、それにいろ／＼の工夫をして手を加へ、或ひは形を變へたり、或ひは殖やしたり

する必要を感じて来た。生産と云ふことは、この必要によつて起つたのである。かうして一ばん先に起つた生産は何であるかと云へば、云ふまでもなく、食物を作ることと衣服を作ること及び住宅を造ることなどである。すなはち土地に勞力を加へて、いろ／＼なものを作ることであつた。

かくの如くにして起つた生産は、人間の生活の進歩するに従つて、だん／＼簡單から複雑に、幼稚から熟練に、下手から上手になつて行き、いろ／＼な經濟狀態(例へば、奴隸經濟、土地經濟、貨幣經濟等の如き)を辿つて、今日の經濟狀態に進んで来たのである。

そこで、今日のいはゆる國民經濟に於ては、この生産はどう云ふ風に行はれて居るかと云へば、成るべく少ない資本と勞力を利用して、成るべく多い價值のあるものを造り出さうとする仕組に出来て居る。成るべく少ない資本と勞力とを用ひて、成るべく多い價值のものを造り出すには、なか／＼苦心經營を要する。唯、昔からやり來つた生産方法をその通りに真似て、いゝ加減にやつて居つたのでは駄目である。そこで、何をしたらよいか、どうしたらよいかと云ふ工夫計畫が行はれて来た。かう云ふ風に、生産事業及び方法について、いろ／＼の工夫計畫を行ふことを、學問の上では企業と云ふ。企業とは字の如く、業を企て行ふことである。今日の生産は、この企業によつて行はれて居るところから、一名を企業經濟とも稱して居る。また、今日では物の價值

は貨幣を以て示されて居るから、多い価値とは多い貨幣のことになつて居る。今日が貨幣経済時代であると云はれるのは、これが爲めである。

さて、生産は企業経済の下に營まれて居るが、この生産をなすに必要な要素となるものは何んであるか。それは、人のよく知つて居る通り、土地、資本、労働、企業の四つである。これを學問上生産の要素と稱して、この四つの要素がなければ、今日の生産は行はれないことになつて居る。唯、ここで一寸言ひ改めて置きたいことは、この四要素の中の土地は、昔は普通に云ふ資本とは全く別なものとして區別されて居つたが、今日では資本と云ふことの意味を廣く解釋して、土地もまた一つの資本とされて居ることである。學者の研究したところによれば、土地と普通の資本との間には、昔の人が考へたやうな區別すべき點は少なく、のみならず、また、土地はいつでも資本と同じ形、すなはち貨幣に換へることが出來、事實に於て、土地の資本化と云ふことは今日明かにあらはれて居るところであるから、これ等の點から論じて、土地を資本と見做し、以上の四要素を三要素と見ても差支ないのである。

今日の國民經濟組織に於ては、生産は以上の四要素によつて行はれて居るが、しからば、今日の經濟組織と昔の經濟組織とはどこが違ふか。これは大切な問題である。どこが昔の組織と違

ふかと云ふに、企業と云ふことによつて生産の要素がひきゐられて居る點が異なるのである。企業とは何かと云ふに、前にも一言した通り、少ない資本と労働とを利用して、成るべく多い価値のあるものを造り出さうとする工夫計畫である。すなはち十の元手を使つて十以上の収益を得ようとするのである。より以上の価値のあるものを得ようとするのである。儲けようとするのである。こゝに企業経済の特色がある。故に、別な言葉でこれを云へば企業の目的は利益を得るにあり、今日の生産組織はこの營利の爲めに組み立てられて居るものであるから、利益のないところに企業は起らず、企業のないところに生産は行はれないと云ふことになる。而して今日の經濟は企業經濟であるから、すべての生産組織は營利のために組み立てられて居り、どんな經濟の形態でも、企業の性質を具へないものはない。

そこで、問題ははじめに還つて、生産利益はどうして生ずるかと云ふことになるが、一方に資本があり、他の一方に労働があり、更に別に、これをどう云ふ風に働かせるかと云ふ工夫計畫すなはち企業なるものが加はり、これ等の要素がお互に一致して働らくことによつて、こゝにはじめて生産利益なるものが生れて出るのである。而してそれ等の要素を働かせる原動力となるものは前にも云ふた通り、營利と云ふことである。一口に云へば、營利を目的としてこれ等の要素が

相集り、その相集つて働いた結果が利益を生ずるに至るのである。この關係は、農業を觀ても、商業を觀ても、工業を觀ても、明瞭に解ることであらう。

土地、資本、労働、企業の四つの要素（或ひは、資本、労働、企業の三つ）が相集つて働いて、何故に生産利益が生ずるか、すなはち元手以上の價值（學者はこれを剩餘價值と云うて居る、餘つた價值の意味である）が生ずるかと云ふことについては、學問上むづかしい議論の存するところであつて、いはゆる社會主義なるものが、今日の經濟組織に反對して起つた理由も、これに對する見解を異にした爲めであるが、さう云ふむづかしい學問上の議論は暫らく置いて、兎に角これ等の要素が相集つて働くと、今日の經濟組織に於ては、生産利益すなはち剩餘價值と稱せられる元手以上の儲を生じて來ることは、明かな事實である。どう云ふ道筋を辿つて來るとしてもその途中で、はじめ出し合つたものよりも多い價值、すなはち利益を齎らして歸つて來ることは事實である。今日行はれて居る經濟學、すなはちいはゆる資本主義の經濟學では、これを當然のことと認めて居る。而して現在の社會は資本主義の支配して居る社會であり、今日のところではいはゆる國民經濟組織もまた資本主義經濟によつて組織されて居るのであるから、それが變らな以上は、事實に於ては、矢張り資本主義經濟學の示す道理に従ふよりほかはないのである。

さて生産要素が相集つて働いた結果、そこに、一つの生産利益が生じたとすれば、その利益はどう分配されるか。どう分配されなければならぬか。この問題が起つた爲めに、資本主義經濟組織に於て、自然の道理に基づいて出來たのが、いはゆる國民經濟の分配原理なるものである。國民經濟の分配原理とはむづかしいことではない。「出たものに還る」と云ふ簡單な、しかし、曲げることの出來ない自然の道理に遵つて、「出したものに返せ」と云ふことを應用したものである、子を生んだものは親である。故に、その子はその親に歸らなければならぬと云ふ道理を、經濟上の出來事の上にあてはめたに過ぎないのである。しからば、何が親であるか、何が子であるか、誰が何を出したか、その出したものは何を生んだか。いはゆる國民經濟の分配原理に示されたところは、實に次のようである。

生産に與かつたものは、その要素であるところの土地、資本、労働、企業等である。しからばそれ等のものゝ共働によつて得られたところの生産利益は、これ等の要素が生んだものと云へるから、矢張りこれ等の要素は、すなはちこれ等の要素を出したものに歸つて來るのが當然であることになる。而してこれ等の要素は何を生むかと云ふに、土地は地代を生み、資本は利子を生み、労働は賃銀を生み、企業は利潤（企業益または企業利得とも稱する）を生むとされて居る。換言

すれば、地代は土地に対する報酬であり、利子は資本に対する報酬であり、賃銀は労働に対する報酬であり、利潤は企業に対する報酬であるとされて居る。また、その持主はと云へば、土地は地主の出したものであり、資本は資本家の出したものであり、労働は労働者の出したものであり、企業は企業者の營んだものであることは、もとより云ふまでもない。これを早解りする爲めに表示すれば次のようになる。

生産要素	土地	資本	労働	企業
生産利益	地代	利子	賃銀	利潤
分配歸屬	地主	資本家	労働者	企業者

かくの如く、學問上からこれを觀れば、國民經濟組織に於ける生産の要素は、以上の四つのもに分れ、従つて、生産利益はその各要素に対する報酬として、全く別々のものが別々に分配を受けることになつて居るが、今日の生産組織の實際の状態を觀れば、必ずしもその人が別々に分れて居るとは限らず、或ひは一人で兩者を兼ねて居るものもあり、或ひは一人で三者を兼ねて居るものもあり、決して一樣でない。けれども、どう云ふ状態の下にあつても、以上の原理はどこまでも適用されて行つて、決してその分配關係が曖昧になるやうなことはないのである。試みに次

に、現在多く行はれて居る生産組織の實際状態を擧げて、その分配上の關係を明かにして見よう。便宜上、土地と資本とを同じものと見做し、地主は一種の資本家であると見て例を擧げよう。

三者が全く別々な例、これは今日ではだん／＼少なくなつて、殆ど稀にしかないようであるが非常に冒險的な新事業か、又は特別の技倆を必要とする小規模の事業に見ることが出来る。例へば小資本でやる鑛山業、特別な工夫を要する小工業等で、先づ新しい事業、珍らしい職業等に、この場合に相當するものがある。かうした事業は企業者が中心となつて、一方、資本家から資本を借り出し、一方、労働者を備うて、全く自分が獨立して企業經營をなして居るのである。従つて事業の利益の中から、資本家には利子を拂ひ、労働者には賃銀を支拂つて、その残りの利潤を目的として居るのである。この種の事業は、甘く行けば利潤も多い代りに、一朝間違へば元も子も失ふと云ふ危険があるので、僅に一部のものが従事するだけで、着實を生命とする今日の企業界に於ては、立つて行く餘地が頗る狭められて居る。資本家が企業者を兼ねる例この例は、今日の生産組織に於て最も多く見られる例であつて、大資本を要する産業は、すべて資本家が企業者を兼ねた形態になつて居る。すなはち株式會社の經營になる事業は最も代表的なもので、今日の生産組織が、いはゆる資本主義組織であると云はれるのも、全くこれが爲めであると見てよいので

ある。この生産組織の下に於ては、資本家が大資本を投じて自ら企業經營の任に當るが故に、他から求める者は、唯、勞働あるのみになる。そこで、一定の賃銀を以て勞働を買ひ入れる必要から、一方には、この勞働需要に應ずる爲に勞働を賣る階級、すなはち勞働者階級なるものが起つて來た。而して今まで小企業者であり、小資本家であり、獨立勞働者であり、殊に、その三者を兼ねて居つた人々は、大資本家の爲にその生業を奪はるゝに至つた爲に、勢ひ勞働を賣る事によつて生活するよりほかは途がなくなつたので、この勞働者階級の數は、非常な勢ひを以て増加したのである。今日議論の的となつて居るいはゆる賃銀制度の發生は實にかうした事情に基づいたのである。尤もその一々の場合について觀れば、資本家は必ずしも自ら企業經營の衝に當るとは限らない。否、多くはさうでない。けれども、直接企業經營の衝に當つて居るものは、矢張り資本家の一部であつて、資本家階級全體を代表して居る。また資本家の中から企業經營の任に當る適當なものがない場合には、資本家階級は企業能力のある者をその道のものから備ひ入れ、一定の俸給を給して矢張り企業經營の任を代理させるから、詮ずるところ、資本家自身が企業者を兼ねて居ると同じことになる。彼の會社の重役及び支配人の例などがそれであつて、それ等の人々は決して獨立して會社の企業經營をやつて居るのではなくて、資本家の代理としてその仕事をやつて居

るに過ぎないのである。故に、利益分配の場合に於ても、勞働者にはその報酬として約束の賃銀を支拂ひ殘餘の利益は悉く資本家の懐に入れられる仕組に出來て居る。彼の配當なるものはそれであるが、このいはゆる配當なるものは、とりも直さず、利子と利潤との合計したものであつて、その中に、明かに資本に對する報酬（すなはち利子）と企業に對する報酬（すなはち利潤）との性質上の區別は認められるのである。勞働者が企業者を兼ねる例この例は、資本が大きなところに集つてしまつた今日では、僅に例外として存在するにとどまつて居るが、それでも、その數は決して少なくない。かう云ふ生産組織は、資本の必要が有るか無いか位のごく少ない額で足り、また勞働者がその企業を營む上に、いろ／＼の便宜を持つて居る場合だけに限られて居るようである。彼の小賣行商などでこの例に屬して居るものも多いが、我が小作人はこの例の代表的なものであり、而して數の最も多きを占めて居るものである。この場合の利益分配は、資本家が企業者を兼ねて居る例と反對に、借り入れた資本に對する報酬（すなはち利子）を資本家に支拂ひ、殘餘の利益は悉く自分の収入にする。この収入が、賃銀と利潤との合計であることは、云ふまでもない。一人で三者を兼ねる例、最後に、一人にして資本家、企業者、勞働者の三者を兼ねる例は、最も保守的な小資本企業、すなはち小さな商人、小規模に家庭工業を營むもの、自作農家等がそ

れである。この場合の利益は無論一人の収入に歸するが、その計算の中には矢張り利子、利潤、賃銀の三つに別れて居る。唯、それが一人の所得となるが故に、合計されて居るのに過ぎないのである。序であるから云ふが、この種の生産組織は、有利な大資本組織の企業に壓倒されて、今日では殆ど滅亡の運命にありと見られ、唯、僅にその餘命をつないで居る觀がある。

右のように、生産組織の異なる場合によつてその受取勘定も違つて居るが、その生産利益の中に含まれて居るものが、利子、賃銀、利潤の三つのものであり、而してこの三つのもものは、生産の要素であつた資本、労働、企業に對する報酬として、そのめい／＼のところに歸つて行くと云ふ、いはゆる分配の原理なるものは、決して亂れず、また、決して亂されずに、儼然として明かになつて居るのである。

利益分配の原理及び分配の實際は以上のやうであるが、しからば、何を標準としてその分配の額が決定されるか。私はこの點についても少しく述べて置かう。

利子が資本に、賃銀が労働者に、利潤が企業者に分配される理由は、前にも述べて置いた通り、資本、労働、企業が生産の要素に對して、生産に對して功勞があるから、その報酬として返されるのである。しからば、その分配額の標準も、また、その生産に對する功勞の程度に應じて、それを標準と

して決定さるべきものである事は、私の云ふまでもない事であらう。そこで、一つの問題が起つて来る。それは、資本、労働、企業の生産に對する功勞の程度なるものは、そも／＼何によつて測り知られるかと云ふことである。これは、一見して非常にむづかしい問題のようであるが、その實、その標準を見出すことは容易なのである。而して今日の經濟状態に於ては、それ等の標準が自然に出來上つて居るのである。すなはち資本の報酬には平均利率と云ふ標準があり、労働の報酬には平均賃銀が標準となり、企業の報酬には平均利潤と云ふ標準が求められる。これ等の標準に基づいてめい／＼の分配額を定めたとすれば、それは相當額であつて決して不公平ではないとされて居る。現に、今日の經濟組織に於ては、これによつてめい／＼の分配を定めて居るのである。而してこれ等の標準は何から生れて來たか、換言すれば、生産に對する功勞の程度は、なぜ平均利率、平均賃銀、平均利潤によつて間違なく示されるかと云ふに、資本は資本同士、労働は労働同士、企業は企業同士で激しい競争が行はれるからである。簡單にこの理を例へて見れば、こゝに、資本の貸付が三ところあつて、甲は三割の利子配當に與かり、乙は二割の利子配當を得、丙は僅に一割の利子配當しか得られないとする。しからば、資本家は一割の利子配當よりも二割、二割よりも三割を得ようとして、競争的に甲に貸付けようとするであらう。そこで、資本は甲に

ばかり貸付けられることになるが、甲はさう澤山の資本は要らないから、一ぱん利子を安くする資本を借りようとし、自由に選ぶ餘裕を生ずるので、資本同士の競争がはじまるが故に、こゝに、三割と云ふ高い利子配當は破れざるを得なくなり、遂には二割五分でもよい、二割でもよいと云ふ風に、だん／＼利率が低くなり、その結果、資本が多くなればなるほど、最も低い利率に落ちて来て、最後に、資本の貸付を求めるものゝ間に共通する平均利率が生れて来る。かくして生産に對する資本の功勞の程度は、最も公平に示される譯に至るのである。勞働及び企業に於ても全くこれと同じ理由によつて、平均率があらはれて來るのである。以上は、經濟界に平均率の生れる有様であるが、二の原理を今少し深く論ずると、次のような理由に基づくことになる。

なぜ資本は利子を生ずるか、なぜ資本はその報酬として利子を求めるかと云へば、資本を使つてやつた仕事と、資本を用ひないでやつた仕事との結果を比較すれば、必ず資本を使つてやつた仕事の方が、資本を使はないでやつた仕事よりも、より多くの生産利益を擧げ得るに相違ない。この多い部分すなはち餘分の利益そのものは、實に資本を用ひた爲めに生じたものであるから、見ようによつては、全く資本の功勞によるとも云へる。この資本を使つた爲めに生じた餘分の利益が利子になるのである。而してこの生産利益の中の餘分に生じた部分すなはち利子は、資本の

多くなるに従ひ、その競争が行はれるに従ひ、だん／＼少くなくされるに相違ない。利率がだん／＼低下し、また、一つの平均點に落着くようになるのは、實にこの道理に基づいて居る。この點に於ても、勞働及び企業の報酬決定は、資本利子の場合に於けると同様の原理によつて支配されるものである。故に、これを一口に云ひあらはせば、資本利子も、勞働賃銀も、企業利潤も、競争の激しいほどその率が低くなり、競争の少ないほどその率が高くなる。而して競争は供給の多いことに原因して起るものであることは、私の言ふまでもないことであらう。また、これと同時に忘るべからざることは、三者いづれも、危険の程度の多いほど、その率は高くなると云ふことである。例へば、貸倒れになりさうな危険のある資本の貸付は利子が高く、生命に危険を及ぼすような勞働を要する賃銀も高く、困難な企業ほど利潤が多いと云ふ事になる。しかし、この點は後に述べるつもりであるが、如何に競争が激しく行はれて、その平均率が低くなつて行つたとしても、現在の經濟組織の下では、何に限らず、これ等の報酬が無に歸する時は絶対にないと見てよい。故に、これ等の競争の結果として、如何に生産利益が少なくなつて行つたとしても、その中には必ず生産の要素に歸るべき三者、すなはち利子、賃銀、利潤が含まれて居るべき筈であるから、その生産利益全體は、三つのものゝいづれの價值よりも多いのである。なぜならば、資本と勞働と企

業との共働によつて生じたところの生産利益は、そのめい／＼の報酬である利子、賃銀、利潤の合計だからである。これは、今更らしく私が斷るまでもなく、判りきつたことのものであるが、小作企業収益を見る場合に至つて、往々にしてこの判りきつた道理を無視するが如きことを生ずるが故に、特にこのことを明かに斷つて置く次第である。なほ、このことについては後に述べる。

しからば、小作料は何であるか。云ふまでもなく、土地に對する地代、資本に對する利子として、地主若しくは資本家に分配せられる部分なのである。地代と云ひ、利子と云ふも、その性質は同じであると云ふてよい。土地を普通に云ふ資本と區別して考へる時は、小作料は地代であり土地を一つの資本と見做す時はすなはち利子であつて、地代も利子も、その發生の原理は同じであると見てよい。唯、今日では土地の資本化が行はれ、何人も土地を一つの資本と見て居るから地代と云ふ名よりも利子と云ふ名を用ひた方が便宜になつて居る。而して小作料は利子であるが故に、その高い安いの判斷が利率によつて測定されるので、いはゆる利廻り論が地主によつて唱へられて居るのである。唯、今日地主によつて主張されて居るように、この利廻り論を以て小作料が高いか高くないかを判斷する論據とすることの不合理は前に説いた通りであるが、小作料の性質が純然たる利子であると云ふことは、小作収益の分配を論ずるに當つて、豫めよく銘記して

置かなければならないことである。

#### 第四章 現在の分配による小作人の境遇と其の將來

いはゆる國民經濟の分配原理に基づく小作分配を説くに當り、その公平を求むる爲めの用意として、私は先づ現在の小作分配がどんなであるかを、小作人の状態から觀て置きたいと思ふ。而してそれを説く前に、企業が成立つて居るにはどんなことを必要條件とするかと云ふことを、一通り明かにして置く必要を感じる。なせなれば米作小作も一つの企業である以上、それが成立つて居るには、矢張り企業の成立に必要な條件を具へて居らなければならず、また、必ず具へて居るべき筈であるからである。

そも／＼企業の成立に必要な條件とは何であるか。云ふまでもなく、生産利益を生ずると云ふことである。すなはち持ち出した、生産の要素の有つて居る價值以上のものが、生産の結果として生れて來ると云ふことである。而してその利益の程度は、資本に對する報酬すなはち利子、労働に對する報酬すなはち賃銀、企業に對する報酬すなはち利潤として、資本家と労働者と企業者との三者に分配するに足るだけでなければならぬ。また、このめい／＼に分配される報酬の最

少限度は、そのめい／＼のもの、平均率（すなはち世間普通並）でなければならぬ。故に、どんな不利な企業と雖も、この平均率以上の報酬に相當する生産利益は擧げて居るのである。若しこれ等の平均率を最少限度（一ばんだ）として、それ以下の利益しか擧げ得ないものであつたとすれば、それは、企業として絶対に成立し得ない。よし、一時は無理に成立したとしても、今日の企業經濟社會に於ては、到底ながく繼續して存立することが出来ない筈になつて居る。彼の利益なき企業は亡ぶと云ふ原則はすなはちこれであつて、この原則の行はれる實例は、今日の經濟界にいくらもあらはれて居る。いはゆる財界の好景氣時代には、企業熱が勃興すると云ふ。これは、好景氣の爲めに何事業を起しても、皆相當の利益が擧げられるからであつて、利益のあるところに企業が起ると云ふ原則に基づいて居る。また、いはゆる財界の不況時代には、各種の事業がバタ／＼と倒れるが、これは、財界の變動によつて、今まで擧げられて居た利益が擧げられなくなつたからで、利益なき企業は亡ぶと云ふ原則に基づいて居る。

かくの如く、企業なるものは利益のない所には起らない。なせであるかと云ふに、生産には資本、労働、企業の三要素が必要であることは、前に詳しく述べた通りであるが、これ等の三要素が持ち出される所以のものは、その報酬として必ず相當のものが還つて來ると云ふ、利益分配を目的

にするからである。故に、若しその生産の利益が少なくて、相當の分配が出来ないとすれば、誰も生産の要素を持ち出すものがない道理になるからである。賃銀の貰へないところに、誰が労働を持ち出さう。利子を支拂はれないところに、誰が資本を持ち出さう。一文にもならないことに誰が仕事の工夫をするものがあらう。労働報酬のないところからは、労働者が御免を蒙るであらう。資本報酬のないところからは、資本家が逃げ出すであらう。企業報酬のないことは、企業者が投げ出すであらう。生産にはこの三者が絶対に必要な要素であるからそのいづれが缺けても、一つ揃はなければ駄目である。而してこの三者を揃はせるには、この三者に對して、めい／＼に平均率以上の報酬を分配することを要する。従つて、生産利益なるものは、この三者に分配し得る報酬の合和したものであらねばならぬ。若し生産利益がこの三者に對する報酬の合計額に足らないとすれば、こゝに、その企業は亡びざるを得ないのである。故に、今日の經濟界に苟くも企業として存立して居る以上は、それによつて擧げられて居る生産利益は、必ず三者に分配し得るに足る額であり、少なくとも、その最少限度たる平均率の總計には達して居るものと見て差支ない故に、若し一つの企業がこゝにあり、その企業から生ずる生産利益が、三者のうちの一つに對して、平均率以下の報酬しか分配して居ないとすれば、それは、何かそこに一つの不自然、不

合理的事情が原因をなして居るからである。而してかくの如き不自然、不合理な事情は、多くの場合に於て、分配の不公平が原因をなして居るものである。すなはち利子の分配が平均率以下であるとするれば、それは、賃銀及び利潤の分配が平均率以上に占められて居る爲めであり、また、賃銀の分配が平均率以下であるとするれば、それは、利子及び利潤の分配が平均率以上に占められて居る爲めである。なせなれば、三者の分配が皆悉く平均率以上でなければ、企業は成立し得ないものであるからである。しかし、こゝに唯一つの除外例かと思はれるような場合がある。その特別な例はどんな場合であるかと云へば、時に、企業に對する報酬である利潤の分配は、或ひは平均率以下に下るように思はれる場合でも、なほ、その企業が繼續して存立して行くことである。例へば、その企業から生ずる生産利益を、利子及び賃銀の平均率によつて、資本家及び労働者に分配すれば利潤として企業者に分配する部分が、殆ど無くなつてしまふやうな場合でも、なほ、その企業が繼續されて行くことである。かゝる例は、資本家と労働者と企業者とが別々な企業には絶対にないが、資本家が企業者を兼ねて居るか、または、労働者が企業者を兼ねて居る企業には往々にして見られるのである。而してこれを企業の種類から見れば、最も舊くから營まれて居つて競争の最も激しい企業にこの例があり、これを生産組織から見れば、労働者にして企業者を

兼ねて居るものに、最もこの例が多くあらはれる。前者は農業であり、後者は小作人であるからわが國の米作小作の如きは、最も適切にこの條件を具へて居るものである。従つて、米作をなす小作企業に於ては、その生産利益の中には、殆ど利潤なるものが含まれて居ないと云ふてもよい程度に、その額が少なくされて居るのである。

しかし、かゝる場合に、利潤として企業者に分配される報酬がない、或ひは少ないと云ふことは、その生産利益が、利子及び賃銀として、平均率以上に資本家及び小作人に分配された結果とは云へない。資本家労働者は、平均率の利子及び賃銀の分配を受けるに過ぎなくとも、なほ、企業者に分配すべき利潤が少ないのである。すなはち、かゝる場合の生産利益の中には、殆ど利潤が含まれて居ないのである。而してこの場合は、利潤が如何に少なくとも、決して利潤が平均率以下に下つたと云ふべきものではなくして、利潤の平均率そのものが低くなつて、殆ど消滅に近くなつたものである。しからば、それは何故であるか。

元來、利潤の平均率は、同じ平均率とは云ひながら、利子や賃銀のそのやうに、全經濟界に共通してあらはれるものでない。資本や労働のやうに、その移動が自由に行はれるものにあつても、その安全の程度によつて、平均率に差異を生ずるだけである。例へば、高利貸に使用される資

本は安全確實な事業資金に投せられるよりも平均利子が高く、熟練労働者の平均賃銀は不熟練労働者の平均賃銀よりも高い。すなはちその働らく能率に應じて、それ／＼報酬の標準が違つて來るのである。すなはち能率が少なくあらはれるところには、その報酬の率もまた少ないのである、企業に至つてはこれ等のものと異なり、その移動が自由でない。その國家の歴史や、その國民經濟上の必要等によつていろ／＼の制限と約束とを受けて居る。従つてその經營の困難の程度、その人爲的冒險の程度の如何によつて、あらはれる能率の相違もまた著るしいのである。例へば造船事業と米作事業とでは、その經營上の困難の程度、人爲的冒險の程度が非常に違つて居り、従つて、それに要する企業的能力にも相違がある。故に、企業報酬である利潤の平均率なるものはその企業の種類の相違によつて、非常に大きな相違を生ずるのである。或る企業には非常に多くの利潤が生れ、或る企業には極めて少ない利潤しか生じない。それ等の利潤率は、いづれもその企業經營に要する企業的能力、すなはち、表はれた能率に比例して居るのであるから、企業の種類によつて平均利潤率を異にすると云ふことは、決して不自然でも不合理でもないのである。而してこれを實際について云へば、最も競争の多い企業、誰にも容易に出来る企業、従事する人の數の最も多い企業、格別な企業的能力をあらはさなくともよい企業に於ては、平均利潤率は非常

に少なくなり、今日では殆ど利潤が消滅したと同じ程度になつて居る。我が國の農業に於ける米作の如きは、この例の代表的な企業とも見るべきものであつて、従つて、米作企業に於ては、平均利潤率なるものは非常に低くなり、殆ど消滅して居ると見られて居るのである。故に、米作に於ける生産利益は、その中から平均利子と平均賃銀とを差引けば、殆ど残るところがない状態になつて居るが、それでもなほ企業として存立に堪えて居るのである。尤も、米作が今日よく一つの企業としてよく堪えて居る理由の一つは農業立國の歴史とか、食糧の供給とか云ふような、國民經濟上の必要によつて居るが、如何に國民經濟上の必要があるとは云へ、それが、利潤の少ない企業、すなはち平均利潤率の非常に低い性質の企業でない以上は、到底その存立繼續に堪え得られるものでない。我が國の農氏はかくの如き條件の下にある企業者であるが故に、今日、利潤の分配し得られない米作にもよく、従事し得て居るのである。

我が國の小作人が企業者であるかどうかと云ふことは、第三回國際労働會議に農業労働代表者を出すに際して、さかんに議論されたところであるが、結局、政府當局に於ては、小作人は企業者であると云ふ意見に決し、その方針を取つたことは、人のよく知るところである。従つて、國際労働會議に出席した我が國の労働代表は、小作人を代表しないことになつた。政府當局の説明

小作料は幾許を相當とするや

第四章 現在の分配による小作人の境遇と其將來 二五七

するところによると、小作人企業者説の論據は、小作人は農業生産に労働を持ち出して居ると同時に、企業的能力を致して居る。すなはち土地その他の生産機關を管理して、直接に企業經營の任に當り、自ら收支計算を行ふて居るから、労働者を兼ねた立派な企業者である云ふのである。労働者兼企業者であるから、企業者の部類に入れた方がよいと云ふのである。成るほど解釋の仕方によつては企業者の部類にも入れられるが、労働者兼企業者であるならば、労働者の部類に入ることも出来るのである。そこは解釋の仕方であるが、私は小作人の實際の境遇や、また小作人が米作を營んで居る目的等から判斷して、寧ろ労働者の部類に入れた方が適當であると主張し、いはゆる小作人労働者説を執つたのである。第三回國際労働會議では、各國の代表者が審議の結果、小作人は労働者と同じに見做すべきものであると決議した。すなはち我が政府當局の主張が敗れて、私の意見が通つた譯である。

私はなせ企業者兼労働者である小作人を、労働者と同じであると解釋したかと云ふに、我が國の米作は、その性質上、殆ど利潤の消滅した企業であると云ふこと、従つて、小作人には企業者として受取るべき利潤が分配せられて居ないと云ふこと、小作人が米作に従事して居る所以も、また、全くそれによつて労働報酬を得るを目的として居るだけで、決してその上に利潤を得ような

どと云ふ心持を抱いて居ないこと等の、事實論及び小作人心理論に解釋の基礎を置いたからである。成るほど我が國の小作人は、企業者の仕事を兼ねて居る。けれども、我が國の現在の農業(殊に米作)には、簡単な經驗以外に、格別の企業能力を必要として居ないのである。將來もそれでよいかどうかは別として、現在の状態はさうなのである。誰にでも、いつでも、労働力さへあれば、容易に出来る仕事なのである。従つて、最も舊くから營まれ、従事する人の數が最も多く、すなはち競争の最も激しい企業なのである。故に、前に述べたところの平均利潤率低下(或ひは平均利潤率消滅)の道理によつて、極めて利潤の少ない企業に屬し、寧ろ、殆ど利潤のない企業であると見てもよい位なのである。労働者を兼ねて居つて、一定の労働報酬を得て居ればこそ、企業者の地位もつないで行けるが、さもなければ、到底企業者の地位を兼ねて居る譯にはいかない。のみならず、小作人自身もまた労働報酬を得ることを目的とし、手間を一定の金に換へ得るならば、その他の利益などは考へないと云ふ實際の心持で居る。しからは、労働者たることが本旨であつて、企業者であると云ふことは附物に過ぎないではないか。これを、態々縁の遠い企業者などに見做すことは、決して正當な解釋とは云へない。私が小作人を労働者と同じであると解釋したのは、實にかくの如き正當な理由に基づいたのである。しかし、私の意見は現在の問題と

小作料は幾許を相當とするや

第四章 現在の分配による小作人の境遇と其將來 二五九

して考へたのであつて、將來のことは別問題である。現在の小作人は労働者とその境遇が同じであるかと観たゞけで、將來もさうであらねばならぬと云ふのではない。小作人を企業者となすべきか、或は労働者となすべきか、この「どうすべきか」と云ふことについては、また、別な意見を持つて居る。が、それは、いづれ別な機會に述べるつもりである。

かくの如く、私は我が國の小作人の現在の境遇は、全く労働者である、否、普通の労働者にすら及ばないと論じたが、しからば、その實際はどうであるか。私はいよ／＼その點を調べて見ようと思ふ。けれど、小作人の實際の經濟状態を観ることは、同時に、小作分配の現状を知り得る所以であつて、現在の小作料が高いか高くないかを判断する上に、最も有力な材料となるものであらう。

私は先づ數字を示し、しがる後にその實際を説明して行かう。それを知るに必要な小作調査は實に左の如くである。前に掲げた地主の收益調査と比較する爲めに矢張り最近五箇年間の統計を擧げよう。

### 最近五箇年間の小作收益調査

大正四年 大正五年 大正六年 大正七年 大正八年

平均米價	一三〇六	一三六八	一九七六	三二四四	四五・八七
小作所得	× 七〇〇	七〇〇	一〇〇〇	一七〇〇	二三〇〇
労働報酬	〇・二七	〇・二七	〇・三八	〇・六二	〇・八八
超過出費	* 三・二二	三・六〇	五・三〇	八・一四	一二・五二

×小作所得額は、農商務省の調査による平均所得米、すなはち平均收穫（一石七斗二升）から、平均小作料を差引いた殘餘の七斗七升五合の換算額から、同じく農商務當局の調査に基づいて、次の如き推定支出超過額を差引いたものである。  
\*農商務省の調査報告によれば、米價二十二圓の場合に於ける雜收入は三圓十錢、支出は七圓九十五錢で、その差額は四圓八十五錢になつて居る。後出する別表「米作一反歩の收支調査（参照）」に、計算の便宜上、この支出超過額を五圓と假定し、この差額の増減は米價の騰落と同じ率を以て上下するものと想定した。すなはち雜收入も生産田費も米價の騰落と同じ程度の歩調で、その單價の騰落を示すものと見ることは、統計上から觀て決して間違つて居ない想定である。現に、肥料價格の騰貴率は、遙に米價の騰貴率を凌いで居る有様であるから、かくの如き推定に基づく小作純所得は、こゝにあらはした額より、少なくとも多くなるまいと信ぜられる。唯、これも、計算の便宜の生から、大差を生じない範圍に於て端數を切捨て、その端數は超過出費額の方に加へられて居る。  
備考 労働報酬は田一反歩に對して、男人夫二十六人を要するものとして割出した。

### 小作労働報酬と諸賃銀との比較

農業賃銀	大正四年 〇・四六	大正五年 〇・四八	大正六年 〇・五六	大正七年 〇・七五	大正八年 一・二九
官設職工	〇・七〇	〇・七一	〇・七八	〇・八九	一・二〇

小作料は幾許を相當とするや 第四章 現在の分配による小作人の境遇と其將來 二六一

民間職工	〇・五六	〇・五七	〇・六七	〇・九二	……
日傭人夫	〇・五五	〇・五七	〇・七〇	〇・九六	一・四三

備考 この数字は、すべて内閣統計年鑑及び農商務省統計表によつて居る。

以上の小作収益調査によれば、現在の分配による小作人の所得の中には、企業者として受ける利潤が一文もないのみならず、労働報酬もまた甚だ僅少で、普通の農業労働賃銀にすら、遙に及ばないのである。すなはち小作人は、労働者としても平均率以下の賃銀しか得て居ないのである。問題はこゝに至つて明瞭する。今、米作を営む小作分配に於て、前に挙げた地主の収益と、後に挙げた小作人の収益とを比べ合はせて見ると、兎にも角にも、地主の所得は普通の利廻りに當り資本家として相當の分配を得て居る境遇にあるが、小作人の所得は極めて少額であつて、普通の労働者としての報酬すら得て居ないことが明瞭であらう。而してこの事實は果して何を示すかと云ふに小作人は、企業者としては勿論、労働者としてもまた立ち行かないと云ふ事實を語るものである。否、更にこれを大きく云へば、かくの如き分配状態の下には、小作人は永續して小作企業に従事することが出来ない<sup>と云ふ結論を示すものである。</sup>而して小作人が永續して現在の小企業としての米作は亡びざるを得ないと云ふことを意味するものである。企業存立の必要條件が、相當の生産利益を生ずることである、而して相當の生産利益とは、生

産の要素を持ち出したものに對して、少なくとも、平均率の報酬を分配するに足ることであると云ふことは、私が前に述べたところである。また、企業報酬である利潤の平均率は、企業の種類によつて著るしく低下し、甚だしきに至つては、殆ど消滅に近い程度に下るものであると云ふことも、私の前に述べたところである。米作企業はすなはちこの種の企業に屬するが故にその利潤は殆ど消滅して居ると云ふことも、また、私が明かにして置いたところである。しかし、現在の状態に於ては、小作収益の中に利潤のないのは或ひは當然であるとしても、利子と賃銀とは平均率の最低限度が明かにされて居り、斷じてこれが消滅するものでない。すなはち利子にあつては、その管理と回収とが最も安全確實であり、而して何人も容易に投資し得る預金利子、國債利子等が平均率の最低限度を示して居り、賃銀にあつては、その需要と供給とが最も廣い範囲に行はれ、而して何人も不熟練のまゝに容易に就業し得る農業労働、日傭人夫の如きものが平均率の最低限度を示して居る。平均利子及び平均賃銀は、かくしてその最低率が、最も確實に最も明白に、市場に保たれて居るのである。故に、如何なる種類の企業と雖も、その挙げ得る生産利益が、この平均率の最低限度の報酬を分配するに足らなくなれば、その企業はすなはち亡びざるを得ないのである。必ず亡ぶべき運命にあると見てよいのである。

また、その生産利益の総額が、平均率の最低限度の報酬を分配するに足りたとしても、その分配が公平を失ひ、すなはち一方に多く一方に少なくされた結果、どちらかの一方が、平均率以下の報酬しか分配されない状態に陥つて居るとすれば、その分配が公平に改められない限り、矢張りその企業は滅亡の運命を免れないことになる。故に、若し國家の必要上、この企業がどうしても亡びてならない企業であるとすれば、前の場合に於ては、國家の保護が必要となり、後の場合に於ては、國家が相當の干渉を試みて、その分配を公平に改めしめなければならぬのである。而して我が國の米作企業の如きは、明かに後者の場合にあるものであり、或ひは前者の場合に相當するかも知れないのである。

近來、小作人の生活難が社會の注意するところとなり、その救済策なるものがいろいろ考へられて居るが、私は、小作人の救済策は考へる餘地がないものと信ずる。なせなれば、小作人の生活が困難に陥つた根本原因は、實にその主要の經濟となつて居るところの米作に於て、小作人の所得は、平均貸銀率の最低限度にすら達しないと云ふ事實に存する。平均貸銀率の最低限度すら分配されない労働者は、これを報酬を與へられない労働者と云ふも不可ではない。我が國の小作人は、實にこの報酬を與へられない労働者なのではないか。しからば、我が國の小作人の生活が

困難なのは、寧ろ當然のことではないか。生活困難の理由は、甚だ簡單にして明白ではないか。若しこの明白な理由を顧みないならば、その小作人救済策を講じたところで、それは、全く根本を忘れたものなのである。かくの如き境遇にある小作人に比べると、平均貸銀を得て居る労働者の生活の如きは、實に幸福この上ないものと云ふべきであらう。

さて、しからば、かくの如き境遇にある小作人の將來はどうか。私は前に、利益なき企業が亡びる理由として、その中に、生産利益の中に労働報酬がない時は、労働者はその企業から御免を蒙るであらうと云ふた。今や、現在の小作人は、その小作収益によつて労働報酬を與へられて居ないのである。その事實は、私が前に掲げた小作人収益調査によつて、明々白々になつて居るのである。しからば、小作人は最早その労働を米作企業に持ち出す理由がないのであるから、小作人の方かも御免を蒙るに至るべきは當然の結果であつて、従つて、企業としての米作が亡びるに至ると云ふことも、また、當然の結果となるを免れ得ないであらう。しかし、道理から觀ればさうであるが、今日、何人と雖も、小作人の全部が米作から手を引き、従つて、米作が廢止せられてしまふと云ふことを、到底想像することが出来ないであらう。しかり、これは到底想像し得ないことであつて、恐らく、かくの如き結果は事實にあらはれないであらう。それは何故か。それを

考へる時、私はそこに甚だ悲しい事情のあるを發見し、而してこの悲しい事情の蔭に、最も重大な國民經濟上の問題が潜んで居ることを信するものである。地主もこれを考へなければならぬ。小作人もこれを忘れてはならない。否、國民のすべてが、國家自體がこれを忘れてはならないのである。それはどんな事情か。

その重大な問題とは、我が國で米作を廢してよいかどうかと云ふことである。その悲しい事情とは、小作人は米作企業から去れないと云ふことである。云ふまでもなく、米は我が國民の常食料品であるから、その供給の途は一日もこれを斷つことが出来ぬ。若し米作が亡びるが如きことあらば、實に國民經濟上の大問題であるのみならず、國家そのもの、死活に關する重大問題である。しかるに、この國家的必要である食糧供給の重任に當つて居る農民の大半は、實に我が小作人なのである。試みに、大正八年度に於ける數を比較すれば、次の如き割合になつて居る。

農家戸數別		(大正八年度現在)	
自作農家	一、七〇〇、七四七	三一・〇三	割合比
小作農家	一、五四五、六三九	二八・二〇	
自作兼小作農家	二、二三四、八〇一	四〇・七七	
田地面積別 (大正八年度現在)			

自作耕地	一、四六五、一一三・三	四八・八八	割合比
小作耕地	一、五五六、七六六・五	五一・五二	

備考 數字は農商務省統計表によつた。

これによつて觀れば、我が國民の食糧の大半は小作人の手によつて生産せられて居るものであるから、小作人の經濟的地位は、實に、國家死活の權を握つて居るものと云はなければならぬ。すなはち國家として、米作斷じて廢すべからざるものである限り、小作人が米作から手を引いてしまふと云ふことは、斷じてそのまゝに看過してはならない譯である。

更に、悲しい事情とは何か。それは、小作人は米作から手を引いたならば、新に生きて行く途がないことである。小作人の數は、純小作だけでも戸數が百五十萬に上り、家族を合せると實に一千萬の人口に近い。これほどの多い人口が米作から離れたならば、どうして生きて行くことが出来るか。のみならず、若し小作人が米作に絶望して土を離れたならば、小作人が生活に困る以上國家が困ることになるのである。すなはち何よりも大切な食糧生産の途が、半ば以上斷たれてしまふに至るは勿論、更に、多數の失業小作人の處分方法が講じられない爲めに、こゝに農村と都會とを通じて、非常に勞働者の過剰を生ずるに至り、失業者増加、浮浪人増加から來る社會

上の危険は、云ふばかりなのである。こゝに於てか、國家と小作人との關係は、小作人の多數が米作から手を引いてしまへないことが、國家に取つては非常に幸福なことになり、その持ちつ持たれつの關係が、離るべからざるものになつて居るのである。

米作を繼續して行くと云ふことは、小作人の生活に取つても缺くべからざる必要なことであるが、國家に取つてはより以上の必要を感じる。而して、多數の小作人が悉く米作から手を引くと云ふことは、實際に於て不可能なことであらうが、小作人にはその自由だけは存して居る。しかし、國家の方にはその自由が許されて居ない。一人でも手を引かれては、それだけ國家は不安を感じるのである。現に、食糧不足の不安は、我が國に於ては年々共に加はり、農民數の減少と云ふことが、由々しき問題として憂へられて居るではないか。農民がその數を減ずると云ふことは、小作人が農村を去るに至つた爲めにあらはれる結果なのである。

かくの如く、小作人の多數はその利益の少ないのに全く絶望しながらも、生存の必要上から、已むを得ず米作に従事して居るものであるが、國家はそれが爲めに食糧不足の不安から免れ、今日の如き安全さを保つて居るとすれば、國家として小作人の窮境を見殺しにすることが出来るであらうか。利益なき企業は亡ぶと云ふ經濟上の道理に従へば、米作はすでに亡びなければなら

ないのである。しかるに、その米作が亡びないで居る理由が、小作人の多數が現在の如き不利な窮境を忍んで居る爲めであり、而して小作人がその不利な窮境を忍ぶことが、小作人自身の生存の爲めである以上に、國家の爲めに利益を齎らして居るとすれば、國家はこれを黙つて居られるであらうか。經濟上の道理に背いて行くものは、その當然の制裁を受けて、經濟上非常に慘酷な運命に陥るに至るべきことは、判りきつたことである。小作人が今日の如き窮境に陥つて居る理由は實にこの經濟上の道理を無視して、利益なき企業である米作に従事して居る爲めにほかならない。極端に云へば、いはゆる天罰である。しからば、小作人がかくの如き米作に従事して居ることによつて、その爲めに非常な恩恵を蒙つて居る國家は、これを、そのまゝに看過して居てよいであらうか。その持ちつ持たれつの關係から觀て、國家が小作人を保護しなければならぬ理由は、極めて明白な筈である。否、國家が小作人を保護する必要は、小作人自身の爲めと云ふよりは寧ろ國家自身の爲めと云ふ方が當つて居るのである。しからば、國家は如何なる程度まで小作人を保護すべきかと云ふに、企業者であるとするなら企業者らしく、労働者であるとするなら労働者らしく、それに相當した利益を得しめることである。

しかし、私はこゝで一應、現在の米作に利益なしと云ふこゝこの意味を考へて見なければならぬ。

私が今まで説いて来た範圍では、現在の米作に利益なしと云ふ事實は、小作人の方にだけしかあ  
 らはれて居ない。地主はいはゆる利廻から觀ても、ほど世間並の利益が分配されて居るのである。  
 故に、目前の事實では「米作に利益なし」と云ふことは、全く「米作は小作人に利益なし」と云  
 ふ意味にはかならない。地主には相當な利益があるのである。しからば、さう一方にだけ利益が  
 ないのは何の爲めか。而してこの場合、國家は何を考へなければならぬか。

私は成るべくならば、地主と小作人とを比較して論じたくない。しかし、問題がこゝに至つて  
 は最早地主と小作人とを並べて論じざるを得ないのである。そも／＼地主と小作人とは、國家  
 に對していづれが有用であるか。もとより個人としては地主も小作人も共に同じ國民である。そ  
 の間に決して差別を附すべきものではない。けれども、社會上及び經濟上の階級として觀て、地  
 主と小作人とで、いづれが國家にとり有用であるかを論ずれば、兩者の間には明かに差別がある。  
 而してこの差別は、兩者の國家に對する有用の程度によつて別れるのである。農學博士横井時敬  
 君はその「地主論」(國民經濟雜誌第七卷第一號掲載)に於て、地主の方が大切であると論じて居るが、そ  
 んな馬鹿な議論が成立つものでない。ほかの場合は暫らく措き、國家が農業階級に期待する經濟  
 上の理由の第一は、食糧生産と云ふことであらう。しからば、食糧生産と云ふ大切な使命を果た

横井時敬、  
 地主論、  
 國民經濟雜誌、  
 第七卷第一號、  
 掲載

す上に於て經濟上の要素として、最も有用な階級は、地主であるか、小作人であるか。誰が考へ  
 ても判ることではないか。なせなれば、今日の地主階級は亡びても土地にして存する限り、而し  
 てその上に農業労働者のある限り、農業生産には少しも差支がないからである。反對に、若し農  
 業労働者が亡びたとすれば、そこに、如何なる肥沃な土地があり、また、その土地が如何に立派  
 な地主に所有されたところで、一石の米と雖も生産することが出来ないからである。而して農業  
 労働者の大半は、實に小作人なのである。この意味に於て、氣の毒ではあるが、今日の地主階級  
 なるものは、今日の資本家階級なるものよりも、また更にその在存の意義が少ないのである。

しかるに、今日の米作に於ては、この比較的有用ならざる地主には相當の利益が分配せられ最  
 も有用な小作人には相當の利益が分配されて居ないのである。しからば、その罪は米作そのもの  
 にあるにあらず、實に米作によつて擧げられた利益の分配方法に罪があると云はなければならぬ。  
 すむはち分配が公平に行はれて居ない罪であると云はなければならぬ。分配を公平に改め行つて  
 も、なほ、米作は利益なきや、小作人は不利なりや、それは、まだ不明なのである。而してまた  
 分配の公平はどうして求められるかと云ふことも、少しも考へられて居ないのである。今日直ち  
 に米作は不利であると斷じ去るは、まだ早いのである。それを考へる前に、先づ考へて見なけれ

ばならぬ大切な問題は、公平な小作分配と云ふことはどう云ふことであるか、その公平はどのように求められるか、而して公平な小作分配を行ふた結果はどうなるか、それを今日の結果と比較して見て、どれほど違ふかと云ふことなのである。

米作は利益なしと云ふことは、果してほんとうであるか。その根本の詮議は後でよい。相當の小作料はどのように求めたらよいか。その問題の研究も後でよい。唯、その前に明かにして置くべき事柄であり、また、こゝに明かにされた事柄は、現在の小作分配が甚だ不公平に陥つて居ると云ふ事實である。なせなれば、地主は（前に述べた利廻り論が正しい主張であると假定しても）、現在の小作料によつて世間普通並の利子を得て居るのに、小作人は（企業者であると言はれて居ながら）、その得るところが普通の労働報酬にすら當つて居ないからである。地主が世間普通並の資本報酬を取ると云ふなら、小作人もまた世間普通並の企業報酬並びに労働報酬を取らなければならぬ。而してそれを取ることが出来ない理由が、米作不利の爲めであると云ふならば、地主のみがその不利から逃れてはならない。小作人のみがその不利の全部を負擔すべき理由は少しもない。若しどうしてもその不利を免れ得ないとしたならば、その不利は両者が共に負ふが當然である。さうでなければ、決して公平な分配とは云へない。すなはち現在の小作分配が不公平であると云ふ事

實は、いづれの方面から觀ても、争ふべからざる事實である。故に、私は先づ、小作人が今日の如き經濟的窮境に陥つて居る第一の理由は、小作分配の不公平な爲めであると斷言するを憚らないものである。

## 第五章 公平なる小作分配の條件

米作の不利と云ふことについては、私は前にも一言して置いたが、こゝで一應その真相を明かにして見よう。多くの地主及び地主側の學者は、現在の米作収益が、小作人に賃銀にも足らぬ少ない報酬しか與へて居ない原因を、米作不利の爲めに歸して居る。而してかくの如き米作不利の理由は、彼の文明國に於ける農業不利の事實に基づくと解して居る。成るほど農業不利と云ふことは、文明國に於ける共通の現象である。文明國に於ては、土地の價格が割合に高く、また、労働賃銀も非常に高いから、自然にその生産費が高くなる。しかるに、未開後進國に於ては、土地の價格も安く、労働賃銀も低く、すなはち生産費が安いから、農業上の競争が行はれるとすればどうしても文明國の農業が引合はなくなるので、こゝに文明國と云はれる國では、どこの國でも農業不利と云ふ現象があらはれることになる。殊に、食糧の生産に於ては、内外の農業競争が最

も激しく行はれるので、文明國には農業保護政策と云ふのがやかましく論せられて居るのである。この道理によつて、わが國に於ける米作不利と云ふことを説明すれば、その理窟がソツクリあてはまるのである。そこで、わが國の地主連は以上の如き議論を唱へて、米作に従する小作人の所得が少ないのは已むを得ないと、諦めさせようとして居るのである。しかし、わが國の米作が不利であると云ふことが、果して如上の結果であるかどうか、また、これが已むを得ない結果であるか、と云ふことも、それが果して内外の農業競争と云ふが如き、文明國に於ける共通の道理に支配された結果であるかどうかは疑問である。私はこれについて、多少反對の意見を有つて居るものであるが、こゝではそれを論じて居る違もなし、また、それ等のことについては、拙著「農村革命論」第三篇「保護政策論」に述べて置いたから、やめて置く。

我が國の米作が不利であると云ふことは、今日では何人も疑はないようであるが、その原因については、何人も未だ判然としたところを調べて居ない。現在の米作に多くの利益がないと云ふことは、如何にも事實である。しかし、その原因は、決して内外の農業競争が行はれる爲めではなく、全く他の理由に存して居る。しからば、その理由は何であるかと云ふに、先づ第一に考へて見なければならぬことは、前に證據を擧げて詳しく述べた通り、米作不利の事實は、地主の所得にあらはれないで、小作人の所得にだけあらはれて居ると云ふことである。すなはち小作人には不利であるが地主には必ずしも不利でないのである。故に、私に云はせれば、地主には米作不利を云ふ資格はない。なせなれば、今日の地主は耕地時價から割出してもなほ、四分乃至五分と云ふ利廻りに當る小作料収入を得て居るからである。ひとり小作人のみが米作不利を嘆ずる資格がある。なせなれば、現在の小作人は、勞働賃銀にも足りない少額の報酬しか得て居ないからである。眞に米作に利益がないのであるならば、地主も小作人と同じくその不利益を蒙るべき筈であるのに、小作人の立場のみが甚だしく不利益で、地主の立場は左ほどでないといふやうな、甚だ不思議な現象があらはれて居るのは何の爲めであるか。云ふまでもなく、それが、現行小作料配の不公平な爲めであることは、私が前に幾度か明かにしたところである。

我が國の小作人が、米作によつて現在のやうな不利を蒙つて居る原因をたゞせば、それは、米作不利と云ふ根本的な理由に基づくところを見るよりも、寧ろ現行小作料配の不公平な事情に基づくところを見る方が、遙に當つて居るのである。なせなれば、今日の地主は、私が前に説いたやうな好い加減な決定に基づいた小作料を、米作收益の中から天引してしまひ、それをこれも矢張り私が前に述べたやうな勝手極まる計算によつて、世間普通並の利廻りに相當させて居るからである。小作料

係が純然たる土地貸借の經濟的關係であり、米作が立派に企業として營まれて居る以上、その分配は飽くまでも經濟的條件に基づき、その收支計算を基礎として行はなければならぬことは、私の云ふまでもないことであらう。然るに、今日の小作分配なるものは、決してさうはなつて居ない。私がこれまで論じて來たやうに、經濟的條件などはお構ひなしで、唯、昔權力づくで徴收したものが小作料となり、また、企業としての米作計算などは不問に附されて、地主は自分達に都合のよい計算の利廻り額を、後の勘定に構はず引き去つてしまふ。かくの如き不合理極まる慣行に支配されて居る現在の小作分配で、米作が不利であるかどうかなど云ふことが、ほんとうに判るものでない。従つて、今日の狀態では、米作が不利であるや否やも、その不利な程度も、一切が悉く疑問に屬するのである。故に、甚だ不合理な、甚だ非經濟的な、これ等の分配關係をすべて葬つて、新に合理的な、純經濟的な、ほんとうの分配關係を規定することは、實に公平な小作分配率を明かにするのみならず、實に米作を根本から合理化して、その國民經濟的價値を明にする所以である。而して米作の合理化と云ふことは、すなはち營業化、企業化を意味するものであつてこれを廣く云へば、わが國の農業そのもの、合理化と云ふ根本問題を決するものである。然らば、小作分配の公平とは一體どんなことか、而してどうしてそれを計り得るかと云ふに、

云ふまでもなく、現在の米作收益の中から、地主には相當小作料を分配し、小作人には相當報酬を分配することである。これを別な言葉で云へば、地主も資本家としての相當報酬を受け、小作人も労働者として（企業者であると云ふなら企業者として）の相當報酬を受け得られるやうに、すなはち兩者が同じく相當報酬にありつけるやうに、現在の米作收益を分配することである。而してこれは決して不可能のことではない。唯、現在の分配率を改めて、公平な分配原理に基づいた分配率に直せば、それでよいのである。

そこで先づ第一の問題となるのは、相當の小作料額は何を標準として決定すべきかと云ふことであるが、此問題は、さう困難な問題ではないのである。小作料の決定に關しては、昔から學者の説が區々であつて、未だ定説と稱すべきものがない。それが爲に、相當小作料額の決定は非常に困難のことのやうに考へられて居るが、今日、小作料の決定に關して、學者の所説が區々であるのは、各國に於て各々異なつた事情と理由とによつて決定された今日の小作料なるものを、歸一的に（すなはち一つの理由に基づくものと）解釋し、それによつて小作料決定の原理を割出さうとしたから、勢ひいろいろな説を生じて來たのである。これを別な方面から研究し、小作料は何を標準として決定されなければならぬかと云ふことを考へて見れば、その標準の出どころは、唯

一つしかない筈である。その標準の出どころは何であるかと云へば、それは、私が前に述べたところの、國民經濟に於ける生産の原則と、その分配の原理とである。すなはち土地の資本價格なるものは、示來不明不定のものであるから、土地收益からすべての生産出費を差引いた殘餘のものが、地主の手に入る小作料となるべきものであると云ふことである。この點に關しては、今日の資本主義經濟學の開祖と云はれて居るアダム・スミスと云ふ學者も、小作料決定に關する所說の中に、明かにその旨を説いて居るのである。いはゆるスミスの生産費説なるものがそれであつてこれによれば、土地收益の中から、小作人の勞働報酬、及び小作人の使用した資本金子、並びに社會普通の利潤を差引いた殘餘、すなはち小作人がその負擔に堪え得る最高のものが小作料となると云ふのである。この説は、今日の小作料の實際と一致して居ないと云ふので多少批難されて居るが、たとへ、今日の事實とは一致して居らなくとも、經濟上の原理としては議論の餘地のない明かな道理である。否、今日の小作料の實際とこの説が一致して居ないと云ふことは、今日の小作料なるものがもと／＼經濟上の道理に基づいて定められたものでないのであるから、寧ろ一致しないのが當然と見るべきであつて、すなはちそれだけ今日の小作料が、經濟上の道理に基づいて決定されたものでないと云ふことを、明かに證據立て、居ることになる。

また、今日行はれて居るいはゆる土地利廻り論なるものが、利子としての小作料が相當であるかどうかを證明する論據とすべき者でないとするれば、相當小作料の標準なるものは、是非ともほかに求めなければならぬ道理である。ほかとはどこであるか。それは、現在の經濟組織に於てまた、今日の經濟社會に於て、最も明白に判つて居るほかのもの、分配標準率を基礎とし、それから割出さなければならない。これすなはち分配原理に基づく分配なのである。これを判り易く云へば、土地收益の中から先づ賃銀を差引き、それ／＼の費用に對する利子及び利潤を差引き、かくして残つたものが純粹の小作料の標準となるべきである。而して勞働報酬に至つては、どこから見ても争ふ餘地のない平均賃銀率と云ふものが明かにされて居るから、その計算は明確になし得る筈である。殊に、小作人の勞働報酬額が世間普通並より高いか安いかと云ふことは、何人にも直ちに判斷されることであるから、地主の小作料收入の場合に於けるやうな、判斷に迷ふが如き憂は絶對にない。しからは、土地收益の分配を行ふに當つて、小作人がその最低限度の報酬、すなはち世間普通並の賃銀を先づ第一に要求すると云ふことは、誰がどう考へたところで、異議のない至當の要求ではないか。この勞働報酬の分配を要求する小作人のこの權利は、何人と雖もこれを認めない譯にはいかならないではないか。

生産利益の分配をなすに當つて、勞働がその報酬である賃銀の優先分配権を持つて居ると云ふことは、苟くも生産企業の性質を辨へて居るものに取つては普通當然のこと、認められる道理なのである。生産に於ける各要素（すなはち資本、勞働、企業）の價值比較は別問題として、兎に角、その報酬分配の優先権は賃銀、利子、利潤の順位になつて居る。換言すれば勞働者が先づ賃銀を受取り、資本家及び企業家が相次で、利子及び利潤を受取ることになつて居るのである。その理由に關する學問上の説明は簡略するが、この順位が當然であると云ふことは、常識で考へてもよく判ること、思ふ。今の社會はいはゆる資本主義の社會であつて、資本の價值が過當に重んぜられ、勞働の價值が過當に輕んぜられて居ると云はれて居るが、それでもなほ表面上は賃銀が先に支拂はれ、利子は後で支拂はれることになつて居る。如何なる企業でも、賃銀の支拂計算をしないうちに、利子配當の計算をして居るものはない。また、資本利子を見積らないうちに、利潤の算當をして居るものもない。従つて、その企業が利益ありや否やと云ふことは、先づ支拂ふべきものを支拂つた後で、はじめて判明することであつて、支拂ふべきものを支拂つて見ないうちに、利益が有るとか無いとかを判定することは、甚だしい間違ひと云はれなければならぬ。のみならず、その企業は充分に利益を擧げ得るものであり、また、現に相當利益を擧げて居るとして

も何かに不法に高い支拂ひをして居るとすれば、收支決算に於て利益が無くなるのは當然である。而してかゝる場合には、不利の原因は企業そのもの、不利に存するのでなくて、分配の不公平に存するのである。すなはち利益が無いのではなく、利益が途中で無くなるものである。現在の小作分配は、正しく如上の分配優先順位に背いて居るものであり、また、現在の小作收支計算に利益があらはれないのは、その間に、全く分配の不公平が行はれて居るからである。

しからは、小作分配はどう行へば公平になるか。否、如上の分配優先順位に従つて計算すれば土地收益の分配に於て、土地資本に對する報酬すなはち利子は、どの位の額に當ることになるか。この結果が、すなはち公平な分配標準によつて割出されたところの、いはゆる相當の小作料額であらねばならぬ。その計算を試みる爲めに、先づ現在の米作による土地收益を調べて見よう。

米作一反歩の收支計算

		内 譯		米價二十四圓	
米	收	穫 (一・七三三)		三七・九〇六	四一・三五二
雜	收	薪 伐		二・四〇〇	同上
	入	層 米 等		〇・七〇〇	同上
	小	計		三・一〇〇	同上

小作料は幾許を相當とするや

第五章 公平なる小作分配の條件



純粹の利益以下の額に限られなければならないものなのである。資本に對して分配せられるところの報酬(利子)なるものは、もと／＼さうした性質のものである。若し利子額が純粹の生産利益額以上に計算され、すなはち生産費とも云ふべき労働報酬額に喰ひ込むやうな場合があつたとすれば、それは、明かに企業そのもの、成立を破壊するものであつて、苟くもその生産が企業經濟によつて營まれ、その事業が企業として成立つて居る以上、そんな分配がなされ得るものでもなく、また、そんな不當な分配は許して置くべきものでない。しかるに、前に示した小作收支計算なるものを見れば、小作料として地主に分配されて居るいはゆる資本利子額は、明かに利益總額よりも多いと云ふが如き、實に不思議極まるほどの不合理を示して居る。なせならば、前表の支出の部に、労働報酬として世間普通並の農業賃銀を計上すれば、米作による土地收益總額は、實に小作料を支拂ふに足らぬからである。利益のないところに利子が生れると云ふと云ふ不思議さ、利子として取られる額が、生産利益の總額そのものよりも多いと云ふ不思議さ、これ實に小作收支計算に於てのみあらはれる不思議さではないか。それも或る企業經營上の失敗から、その時だけ生産利益が減つた爲めと云ふなら、生産利益の如何にか、はらず、一定の利子はこれを支拂はなければならぬ場合もあらうが、何等企業經營上の失敗なく、普通の生産收穫を擧げ得た場合に於

て、生産利益の全部を擧げて、なほ、利子の支拂に足らぬと云ふが如きことは、到底有り得べからざる筈であり、また、到底許すべからざる計算と云はなければなるまいではないか。しかるに、今日の小作收支計算には、かくの如く不思議な位に甚だしい不合理な計算が平氣で行はれて居るのである。これ實に小作人が無力、無知であるが爲めにほかならない。

今、若し小作人が純然たる企業者の立場にあつて、土地を借り入れて居ると同じやうに労働を備ひ入れるものとし、小作料を支拂ふと同じく賃銀を支拂ふて居るとすれば、その收支計算は實に次のやうになる。

米作一反歩の損益調査

取		入	
	生産費	米價二十二圓	
	賃銀*	四一・〇〇六	
	小作料	七・九五〇	
	合計	一五・六〇〇	
支		出	
	賃銀*	米價二十四圓	
	小作料	四四・四五二	
	合計	七・九五〇	
	引(損失)	一五・六〇〇	
		二二・七五二	
		四六・三〇二	
		一・八五〇	

\*勞力は、農商務當局者の見積りによつて、一反歩に耕作に男二十六人を要するものと見做し、賃銀は、農商務當局の調査による小作料に幾許を相當するや 第五章 公平なる小作分配の條件 二八五

査するところによれば、米價が十九圓七十六錢であつた大正六年度の平均農業賃銀が五十六錢であつたことから推して、假に一人一日六十錢と見積つて置いた。

備考 數字はすべて前表の調査と同一のものである。こゝに注意すべきことは、この表に、米價の騰貴によつて損失が減じたやうにあらはれて居る理由は、生産費を同じ額に計算したからである。普通の場合には、生産費のすべてが米價と共に騰貴して居るから、損失は決して減ることなく、大抵並行するものと見てよい。

右の通りの有様で、賃銀を生産費の一部と見做して、小作人の労働報酬を差引くとすれば、小作人はどんな場合にも損失を蒙つて居るのである。而して賃銀を生産費の一部と見做すことは、決して不思議な計算でなく、如何なる生産事業でも、生産費の第一に賃銀が計上されて居るのである。故に、この賃銀を差引いたものを米作の純益として、試みに、この純益と小作料額とを比較すれば、實に次の如き不釣合を示して居る。

利益總額	米價二十四圓
小作料額	一七・四五六
	二〇・八九六
	米價二十二圓
	二〇・八五六
	二二・七五二

すなはち土地資本の利子として、小作人が地主に支拂つて居る小作料は、その土地資本を使つて儲け得た利益の全部よりも、更に遙に多いと云ふ状態なのである。しからば、今日のいはゆる小作料なるものは、決して土地資本に對する利子の性質だけでなく、それ以上のものを含んで居る。

と云ふことが明かであらう。なせなれば、若し小作料が土地資本に對する利子だけであるならばその額が、土地収益の全部よりも多いと云ふが如きことは、有るべき筈がないからである。而して小作人がこのやうに、高い小作料を拂ふて居ては、まるで損をするために小作をして居ると同じことになる。小作人としては、損をするために小作をして居る譯ではあるまいが、我が國の現在の小作制度なるものが小作人の損になるやうな仕組に出來て居るのである。換言すれば我が國の現在の小作制度なるものは、地主が不當の利益、すなはち土地資本の生む利子以上の利益を、土地から取り上げられるやうになつて居るのである。如上の小作收支計算の結果が、明かにさうであることを證明して居るのである。

今日の小作人が、損をするために小作をして居ると云ふ事實、換言すれば、小作をして居るがために損をして居ると云ふ事實は、これをほかの方面からも證據立てることが出来る。現在の小作人は、云ふまでもなく、悉く一人前の農業労働者として立つて行ける人々である。故に、この人達が小作人たることをやめて、皆悉く農業労働者になつたとすれば、自分で小作をするほど働けば勿論のこと、或ひはそれほど一生懸命に働かなくとも、その労働報酬として、普通の農業賃銀を貰へることは確である。またわが國には、現在で約三百萬町歩の田があり、そこから約六千

萬石の米が生産されて居る。しかるに、いはゆる食糧供給と云ふ國民經濟上の必要から、我が國としては、どうしてもこの三百萬町歩の田は耕作して行かなければならないことになつて居る。その半分は自作農が耕作するからよいとしても、その半分以上の土地は現在小作人が耕作して居るのである。故に、その土地の耕作が小作人の手から離れたとすれば、地主は自分でこれを耕作することが出来ず、さればと云ふて、これを捨て、置くことはなほ更出来ないから、勢ひ農業労働者を備ふて地主直營の下に耕作するか、若し地主が直營することが出来ないならば、國家がこれに代るなり、または、これを取上げるなりして、國家直營の下に耕作するか、いづれにしても耕作は行はれなければならぬから、農業労働者と云ふものは矢張り今日の小作人の數だけは必要になるのである。然らば、この土地のある限りは、現在の小作人だけは、農業労働者として立派に立つて行け、今日のまゝで、農村に働き口が見つかる譯である。従つて、小作人は普通の農業賃銀だけは、いつでも貰へる筈である。かくの如くいつでも、容易に、農業労働者としての普通賃銀だけは貰へる筈の小作人が、今日、普通の農業賃銀収入よりも遙に少ない収入しかないのは、何のためか。云ふまでもなく、純粹の農業労働者にならないで、小作人になつて居るからである。しからば、今日の小作人は、小作をして居るために損をして居るのではないか。損をす

るために小作をして居ると云ふよりほかに、云ひやうはないではないか。

かくの如く、現在の小作人が、小作をして居るために損をするのは何のためかと云へば、それは、前に述べた通りに、土地資本に對する利子としては餘りに高すぎる小作料を、地主に支拂ふて居るからである。現在の小作料が、昔に行はれて居たいはゆる五公五民と云つたやうな土地收穫分配の割合を、そのまゝ承継いで居るからである。而してその結果として、單に利子である筈の小作料額が、土地の生産純益の全部よりも多いと云ふやうな、馬鹿々々しく不法な分配契約が、現在に行はれて居るからである。すなはちその原因のすべては、小作料が法外に高いと云ふことに存して居る。而してかくの如き不公平な分配が、如何にも公平の分配らしく見なされて居るのは、地主がいはゆる利廻り論の中にかくれて居るからである。しかし、この利廻り論が正しいものでないと云ふことは、私が前に擧げたところによつて明かであらう。

しからば、ほんとうに公平な小作料はどうして割出されるか。利子として、地代として、相當な程度はどうして割出されるか。私はこれに關して、むづかしい説明は一切省いて、簡單な事實によつて明かにして行かう。それは、自作農の場合を考へることである。自作農の地位は何であるかと云へば、一人で資本家と企業者と労働者とを兼ねたものである。それ等のものに對する報

酬を、すべて一人で取つて居るものである。この自作農の收支計算に於て、それ等の報酬はどう分配されて居るか。否、どう分配されなければならぬか。先づ第一に、自作農の場合には何を目的として米作するかと云ふことを考へて見るがよい。これは、むづかしく考へずに、自作農としての實際の心持を考へて見ればよい。自作農は土地資本と労働とを持つて居るが、これを遊ばして置いては無益であるから、その値を求めやうとする。この場合、農村の全部が自作農であつたとしたならば、自作農に判つて居るものは、自分の持つて居る労働の値だけであつて、土地の値は判らないのである。その何ほどであるかは、生産物を收穫し、收支計算をして見た上でなければ、全く不明なのである。労働の値だけは、ほかのいろいろの仕事をして見た結果として、ほど一定の労働報酬率(今日で云ふ貸銀率)が自然にあらはれて来るから、今日のやうな貸銀制度が行はれない時であつたとしても、大抵手間はどの位の報酬につくかと云ふ目安は判つて居る。そこで、自作農は自分の持つて居る労働を、最も簡單容易に金(若しくは生産物)に換へる手段として土地の上に労働して見るのである。すなはち米を作つて見て、その收穫から種子代とか肥料代とか云ふやうな、いろいろの入費を差引き、その利益の中から先づ第一に求めるのは何であるかと云へば、何仕事に働いても報酬を得て居るところの労働の値すなはち労働報酬であらう、自分の

持つて居る労働は、ほかの仕事の時もいくらの報酬を得られたから、米作に働いても矢張りそれと同じ位に當らなければ割に合はぬと云ふので、先づ費したところの労働に對する報酬を見積るであらう。而してそれを差引いてもなほ利益が残つて居る時、この残つた餘分の利益こそは、土地を持つて居るために擧げ得たのであるから、土地の生んだものとして考へ、こゝに、はじめて土地の値と云ふものが判明するのである。而してかくの如く土地が利益を生むことによつて、土地と云ふものは一定の價值があるものであると認められ、こゝに、いはゆる土地の資本價值なるものが生じ、その價值が今日は貨幣によつて示されるに至つたのである。土地の資本價格と云ふのがこれである。土地の資本價格はその收益價格を基礎として評定される道理は、これによつて明かであらう(この場合、労働報酬を差引いて残つた利益は、土地資本に對する利子ばかりでなく、米作と云ふ企業報酬である利潤も含まれてあることは、私が前に述べた通りであるが、こゝでは自作農の實際の心持を説いたのであるから、暫らく利潤は目當にして居ないものとして置いてもよい)。

土地の値と云ふものは、かくの如くにして生じ、かくの如くにして認められたものであるから、その土地の生む利子すなはち地主の収入が、一切の入費を差引いた純益よりも多いと云ふが如き

ことは、どう考へても有るべき筈のものでないのである。利子は必ず一切を差引いた純益を最高限度として、それ以下にとゞまつて居なければならぬ筈である。今日の如く、賃銀として普通の額が定まつて居る労働報酬にまで、喰ひ込んでよい筈のものでない。この一事だけでも、今の小作料が甚だ高すぎると云ふことが、明瞭に判るではないか。

農村の全部が自作農であると云ふことは、決して私の空想ではない。昔にはさう云ふ時代があったし、また、將來と雖もさう云ふ時代が有り得る。そこで、若し農村の全部が自作農であるとしたならば、自作農の米作收支計算には、明かに公平な土地資本の利子、すなはち今の小作料に相當する正しい額が示される筈である。而して相當の小作料なるものは、この土地資本の生んだ正しい利子の額によつて定められ、それを標準として、地主と小作人との分配が行はれなければならないのである。小作料を地代と見て計算する場合でも、この道理は同じである。

しからは、公平な小作分配とはどう云ふことであるか、而してその結果はどうなるか。私の以上述べ來つたところによつて、最早大抵了解されたことゝ信するが、これを簡単に結論すれば、公平な小作分配とは、資本家は利子だけ(地主とするなら地代だけ)を受取り、労働者は労働報酬として賃銀を取り、企業者は利潤だけを受取ることである。而してその相當した額は自然に明か

にされて居るのであるから、それ以外のものを取つてはならない。若し何人が自分の受取るべき報酬以上のものを受取るとすれば、ほかの何人かを受取る報酬の分が、それだけ少くされて居るのである。例へば、地主が利子以上のものを受取るとすれば、小作人に分配される筈の賃銀が少くされるに至る。従つて、こゝに分配の不公平が生じて來る。而してかくの如き分配の不公平を生じた原因は、元來、米作收支計算に基づいて割出さるべき筈の小作料を、それに基づかずに、地主がほかのことを基礎として獨りぎめをして居る爲めであるから、その公平を計る途は、米作收支計算に於て、生産收穫から諸入費を差引いた後、土地資本に對する利子、すなはち小作料を計上する前に、先づ労働報酬として相當の賃銀を計上し、純益の中で、地主に屬する利子の部分と、小作人に屬する賃銀の部分とを、明瞭に區別して見ることである。

かくして判明した公平な小作分配の結果は、小作人に於ても相當の利益を得られることになり、政府当局者や地主から企業者であると云はれる小作人が、その實、農業労働者よりもその収入が少ないと云ふやうな不思議な事實はなくなるに至るのである。小作人は今日の如く、常に必ず損をすると云ふ不思議な企業者兼労働者でなくなるのである。少なくとも、純粹の農業労働者とその収入が等しくなり、或ひはそれ以上の収入が得られるのである。なせなれば、小作人は單なる

農業労働者でなく、實に企業者兼労働者であるからである。また、地主は勿論今のやうな高い小作料は取れなくなるが、それでも利廻りに於ては、決して不利にはならない。なせなれば、相当小作料の決定されることによつて、それを基礎として、改めて相當な土地資本價格が評定されるに至るであらうからである。換言すれば、土地の資本價格がその收益價格を基礎として、すなはち小作料収入を一定の利率によつて資本に還すものである以上、小作料が安くなれば、従つて土地の資本價格も安くなるから、その利廻りは決して變らない筈である。唯、小作料収入についても、土地の價格についても、今までのやうな利益が見られなくなるのは當然であるが、今までの法外に高いものであつたのであるから、それは致方がないのである。道理の前には何人でも従はなければならぬ。道理に合はない不法な利益を占めて居たものが、道理に従つて相當の利益が得られなくなつたからと云ふて、苦情を云ふ譯にはいくまい。若し地主が、分配を公平にした爲めに小作料が安くなつたのに對し、いろ／＼な苦情や反對を唱へるとすれば、それは、俗に云ふ盗人猛々しいと評するより外はないのである。

かくの如く、土地の収益を地主と小作人とに公平に分配すれば、今日の米作利益を以てしても、小作人にも損はなく、地主にも損はない。いはゆる米作に利益なしと云ふ事實は、今日では見ら

れないのである。現に、地主には法外の利益があつた。その一つは、今の小作料が土地の生む筈の地代よりも高かつたと云ふことである。その二つは、従つて、土地の價格が法外に高く見積られて居たと云ふことである。すなはち地主は財産の上と収入の上とで、兩方で法外の利益を米作によつて得た爲めに、小作人の受るべき利益までが奪はれて居たのである。故に、公平な分配の結果として、地主が不法に取つて居た利益の一部を小作人に分配して、小作人の損を埋め合はすれば、米作は決して不利でないことになる。將來、若し公平な分配を行ふても、なほ、米作が不利になつたとすれば、その時こそ、その不利は地主と小作人とで共に負擔し、而してその不利から脱するやう、共に力を協せなければならぬが、今日のところでは未だそこまでは行つて居ない。それよりも、先づ利益を正しく公平に分配することが、最も急務なのである。

## 第六章 相當小作料

私はいよ／＼最後の問題に達した。しからは、相當小作料はどうして割出されるかと云ふことである。これは私が改めて説かなくとも、今までに幾度も説き及んで置いたところによつて、何人にもその見當がついて居ることと思ふが、最も大切な問題であるから、最後に、一通りこの問

題だけについて繰返して述べて置かう。

前に述べた如く小作料なるものは土地資本の生む利子(若しくは地代)であるから、土地生産の收支計算、すなはち田ならば米作の收支計算を基礎として決定されなければならぬことは、私が改めて云ふまでもないことであらう。故に相當小作料の決定標準について一言すれば、土地の生産收穫から一切の生産費、すなはち世間普通並の農業貸銀に相當する労働報酬を含めた生産費を差引いて、その残つたところの純粹の生産利益を基礎として決定すればよいのである。例へば、農商務省の調査による全國平均に従へば、米價二十二圓の場合に於ける相當小作料は、次のような米作收支計算を基礎として、その純益によつて決定すればよいのである。

收 入	四一・〇〇六……………内	米收穫	三七・九〇六
支 出	二三・九五〇……………内	雜收入	三・一〇〇
純 益	一七・四五六……………内	諸生産費	七・九五〇
		労働報酬	一五・六〇〇

備考 内譯の内容はすべて前表による

すなはちこの純益を最高限度として、これに相當するものが小作料としての正當な額なのである。

一年だけの問題として見れば、この純益を超えた小作料は、小作料としては高すぎると云ふことになる。しかし、我が國の米價は毎年變動し、騰落が甚だしい例になつて居つて、従つて、米作収益も年々同じでない。故に、正確な議論をすれば、米價の騰落に基づく土地収益の變動によつて、相當小作料額も高低を生ずる道理になるが、小作料が年々その額を異にすると云ふことは、實にその計算が厄介なばかりでなく、地主に取つても、小作人に取つても、決して利益ではない。そこで、或る期間だけは小作料を一定して置くことが必要であるが、その決定には何が標準になるかと云へば、矢張り過去の一定期間に於ける平均米作純益によるのが、最も穩當な方法であらう。而してその平均純益を見出す方法は、過去の一定期間を遡ぼつて、そのうちから最高と最低の二年を除き、そのほかの年の平均数字を採ることが、今日では最も正確に近い平均数字を求め出す方法とされて居る。今この方法によるとして、これを再言すれば、田の相當小作料なるものは、過去何年間かの平均米作純益を標準として決定されなければならないのである。

唯、こゝで問題になるのは、過去何年間の平均を採ればよいかと云ふことである。我が國の米價は、その騰落が甚だ激しいが、或る一定の期間を経過して見れば、大體に於て、緩上りに騰貴して來た傾向があり、將來もまたその趨勢が明かである。しからば、餘り舊い過去に遡つて平均

を採る時は、今日の實際の収益と懸け離れてしまふと云ふ懸念もあつて、今度は地主の方から苦情が出まいものでもないから、長きに失せず、短きに失せず、よろしくその中を採つて、實際に照らしても公平を保つことが必要であるから、その期間の決定はなかくむづかしいのである。しかし、この平均を見る期間を何年間にすべきかと云ふことを定めるについて、最も關係のあることは一度決定した相當小作料は、將來何年間變更しないで置くかと云ふことである。大體の意見として、この平均米作純益を割出すに用ふる年間は、決定小作料の有効年間と同じにすることは、最も公平に近いものである。相當小作料の有効年間については、今日の實際は甚だ不定であるが、模範的小作立法と稱せられて居るアイルランドの法律では、その有効期間は十五箇年と規定されて居る。すなはち一度決定された小作料は十五箇年間變更することが出来ないことになつて居る。また、近頃我が國の小作調査委員會で評議されたこと云ふ「小作法案」の原案には、この有効期間が三年間となつて居た。小作人に取つては、この有効期間が長いほど利益な譯であるから、小作人保護の立場から見れば十五箇年間位が適當と信するが、若し我が國の事情として、十五箇年間据置は少し長すぎると云ふなら、小作人の方で地主に多少讓歩するとしても、三箇年間と云ふが如きは、甚だ短かすぎる。徒らに地主の味方をするものでない限り、どの點から見ても三年

間は短期に失するものと云はなければならぬのである。若し第三者として公平に議論するならば、その中を採つて十箇年とすることが、最も適當の採決であつて、この決定に異論を挟むのは、挟む方が穩當でないやうに思はれる。

かくの如く、一度決定した小作料の有効期間を十箇年とする時は、改めて定められる相當小作料の標準も、また、過去十箇年間の平均純益に基づいてよいのである。試みに此の決定を適當のものとして、最近十箇年間に於ける平均米作純益を調べて見ると、次のやうな平均數字になる。

最近十箇年間の平均米作純益

1	平均米價	二〇・四二〇
2	平均收穫	一・八二九
	平均收入	三七・三五〇
3	平均賃銀	〇・五六〇
4	平均諸費	六・〇〇〇
5	平均支出	二〇・五六〇

差引純益  
換算米量

一六・七九〇  
〇・八二二

小作料は幾許を相當とするや

第六章 相當小作料

備考 數字はいづれも農商務省の調査したところに基づき、明治四十二年から大正九年に至るまでの十二箇年間に於ける二箇年を除いて、十箇年間に於ける數字を平均したものである。

- 1 は大正四年(最低)と大正九年(最高)の兩年度を除いた。
- 2 は明治四十三年(最少)と大正九年(最多)を除いた。
- 3 は明治四十二年(最低)と大正九年(最高)を除いた。
- 4 は雑収入と諸出費の差額を、前に擧げた小作收益調査の場合に於けると同様の推定によつて、約六圓と見積つた。
- 5 は4の六圓と、平均賃銀五十六錢を二十六人費すものとして計算した勞働報酬額十四圓五十六錢とを合計したものである。

右の調査によれば、過去十箇年間に於ける米作の平均純益は、一段歩について約十六圓餘に當つて居るから、相當小作料はこれを標準として、これ以下の額に決定すべきである。なせなれば、純益の換算米量は八斗二升二合になつて居るが、この中からは、小作人の投じた肥料代等の資本に對する利子も、これを相當差引かなければならないからである。若しこれ等のものを多少の餘裕を見積つて差引くとすれば、相當小作料は高くとも十五圓前後が至當であらうか。而して今日では最早小作料を金納制度とすべき理由が明かであり、また、その必要に迫られて居るが、若し便宜上直ちに米納制度を廢することが困難であるとすれば、これを標準として換算した相當米量であらねばならぬ。しかるに今日の小作料はどの位であるかと云ふに、遂にこれよりも高くなつて

居るのが事實である。大正十年三月現在の日本勸業銀行調査によれば、全國中等田の平均小作料は、實に一段歩一石一斗七升と云ふ高い額に上つて居り、前に例證した農商務省の調査によるも、平均收穫一石七斗二升三合に對して、平均小作料は九斗四升八合を占め、その割合は五分と云ふ高率に上つて居る。今、前記の平均米作純益に基づき、相當小作料を七石五斗(十五圓の換算米量)とすれば、平均收穫一石八斗二升九合に對するその割合は、約四分一厘に相當して居る。しからは、農商務省の平均調査に示された平均小作料も、相當と信せられる小作料より約一割四分の高率に當り、また、勸業銀行の調査による實收小作料額は、實に三割以上も高すぎることになつて居る。しかも、私がこゝに割出した相當小作料(すなはち七斗五升)なるものは、米價が十二圓の低價から四十五圓の高價に暴騰したほどに、米價の變動の甚だしかつた過去十箇年間を通じて、少なからぬ企業者としての努力を費した小作人に、僅に平均農業賃銀と同じ額の勞働報酬しか與へなかつた場合の計算なのである。すなはち小作人は農業勞働者同様であること見なし、それと同じ境遇に置いた場合の計算なのである。若し政府當局者や地主等の如く、小作人を一種の企業者であると認むるに於ては、相當小作料は更に低減しなければならぬことになる、何となれば、小作人を企業者と認める以上は、勞働報酬以外に、更に相當の企業報酬をも、純益の中から

割いて、小作人に與へなければならぬからである。しかも、その利潤たるや、僅に十箇年間に十二圓から四十五圓に暴騰するほど、それほど價格の變動の甚だしい米作企業にあつては、いはゆる企業的冒險の大なる割合に應じて、かなり多い額でなければなるまい。然らば、小作料の如きは、更に半減若しくは半々減しないとも限らない。併し、私はそこまでは論じないで置く。

私は以上の數字及び事實によつて、我が國に於ける田の小作料は、一段歩について平均約七斗五合前後、少なくとも、八斗を越えざる額が相當であると認め、且つこの米作純益を標準として決定された相當小作料は、十箇年間位は改めないで一定して置くことが、最も至當であると信ずるものである。勿論、この相當小作料計算の基礎は、絶対に正確な材料に基づいた調査でないから、これを以て一律にすべてを律することは出来なからうが、農商務省統計表が信すべきものである限り、全國を通じた平均小作料は、七斗五升前後の米量を以て相當とすることは、争ふことのない数字から來た結論である。従つて、現在の小作料は頗る高すぎると云ふことは、いよいよ確かめられて來るのである。殊に、農商務省の平均調査による九斗四升八合の全國平均小作料なるものは、平均收穫を一石六斗二升三合に見積つた場合の高である。故に、若し一段歩の平均收穫が一石八斗二升九合の實收數字に改められるとすれば、この五分五厘の割合を以て取られて

居る平均小作料の實際高は、實に一石以上に上つて居る筈であり、大正十年度三月現在の勸業銀行調査が、平均中等田の小作料一石一斗七升と報じたのも、餘り大差のない結果をあらはして居る。

然らば、今の平均小作料は、相當と信せられる平均小作料よりも高きこと、實に三割前後に當つて居ることになる。従つて、我が國の小作人が、全國平均高に於て、約三割の小作料引下要求をなすことは、全く正當な主張に基づいて居るものと云ふてよい。問題は決して不作の年の小作料引下ではない。實に平年作に於ける小作料引下要求が、小作人として最も大切な問題なのである。

私は親愛する全國百五十萬戸の小作人及び二百萬戸の兼小作人が、よく自覺して、自分の營んで居る米作の收支計算を検し、私が述べ來つたところの道理と標準とに基づいて、公平を失はない相當小作料を見出だし、以て正當な主張に基づく小作料の引下を、穩和な手段によつて地主に要求せられんことを勸告する。而して世人もまた公平に小作人の主張を聴き、公平なる第三者の立場から、いはゆる小作爭議の適當なる解決を援けられんことを切望して已まないものである。小作人が自ら救ひ、また救はるゝ途は、實にこれを措いてほかにないのである。しかるに、今日の有様を見れば、上に立つて居る政府當局は勿論のこと、民間の政治家や識者に至るまで、小作料引下の要求をなす小作人を目して、あだかも不良危険の分子であるかの如く觀るは、實に誤れ

るもまた甚だしと云はなければならぬ。  
これを要するに、今日の小作料が高すぎる事は、如何なる方面から觀ても、争ひ難い明かな事實である。故にそれを引下げよと云ふ小作人の主張及び實行は、決して危険でも過激でもない。私は確信を以てこれを斷言し、本稿の筆を擱く。

### 小作問題研究(完)

大正十一年十月二十五日初版印刷  
大正十一年十月二十五日再版印刷  
大正十二年一月二十五日再版發行

小作問題研究奥付  
定價金貳圓八拾錢



著 者 横 田 英 夫  
發 行 者 東 京 市 神 田 區 仲 猿 樂 町 一 番 地 波 多 野 重 太 郎  
印 刷 者 東 京 市 牛 込 區 早 稻 田 鶴 卷 町 百 四 十 一 番 地 吉 原 良 三

發 兌 元 東 京 神 田 區 仲 猿 樂 町 九 段 二 三 二 五 四 電 話 二 二 六 七 六 巖 松 堂 書 店

關 西 發 賣 所 大 阪 市 北 區 三 丁 目 電 話 三 一 九 七 二 三 番 巖 松 堂 大 阪 支 店  
滿 鮮 發 賣 所 朝 鮮 上 京 京 城 目 電 話 本 京 城 二 四 五 四 番 巖 松 堂 京 城 支 店

512  
134  
ॐ नमो भगवते वासुदेवाय

終